

第二十四回国 参議院 商工委員会 會議録 第四十号

昭和三十一年五月三十日(水曜日)午前
十時三十二分開会

委員長の補欠

五月二十九日三輪貞治君委員長辭任につき、その補欠として松澤兼人君を議長において委員長に指名した。

委員の異動

本日委員三輪貞治君辭任につき、その補欠として栗山良夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 西川 弥平治君
白川 一雄君
阿具根 登君
山川 良一君

委員

上原 正吉君
古池 信三君
笹森 順造君
高橋 衛君
吉米地義三君
深水 六郎君
海野 三朗君
栗山 良夫君
小松 正雄君
藤田 進君

國務大臣 石橋 湛山君
通商産業大臣 大來佐武郎君
政府委員 經濟企画庁 計画部長

第九部 商工委員会會議録第四十号

昭和三十一年五月三十日【参議院】

通商産業大臣 岩武 照彦君
通商産業省公 益事業局長 川上 爲治君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

参考人

電源開発株式 藤井 崇治君
会社副總裁 松根 宗一君
電氣事業連合 会専務理事 弘山 尚直君
公營電氣事 業経営者会 議事務局局長 金沢 良雄君
北海道大学教授

本日の會議に付した案件

- 電源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 百貨店法制定に関する請願(第二五二号)
- ダム新設に伴う下流増受益者負担の法制化反対の請願(第九〇八号)(第一三二一五号)
- 繊維工業設備臨時措置法案反対に関する請願(第一二二三号)(第一一四一四号)(第一一四一四号)(第一一八六号)
- 中国における日本見本市開催に関する請願(第一〇一〇号)(第一〇九号)(第二二七号)(第一六〇号)(第一八八号)(第二二七号)(第五七六号)(第一三二二〇号)
- 中国向木造船輸出特認に関する請願(第一八号)
- 木造船の中国向け輸出禁止解除に関する請願(第一三九号)

する請願(第一三九号)
○長野県八ヶ岳いおう探銅反対に関する請願(第一四四号)(第一七二二号)
○資源回収業者の指導機関資源係復活設置に関する請願(第二四一四号)

○大分県新馬金山の鉱害による損失補償の請願(第二七八号)
○道南地方の地下資源調査に関する請願(第三九四号)

○北海道遠別町の地下資源開発促進に関する請願(第四〇六号)

○石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願(第四〇九号)

○山形県の石油等開発促進に関する請願(第一一三六号)

○鉱害賠償及び鉱害復旧制度強化に関する請願(第一五一九号)

○北信越五県の電氣料金引下げに関する請願(第六八九号)

○只見川電源開発促進に関する請願(第五五五号)

○国立只見資源公園設定に関する請願(第三二五五号)

○北海道石狩川電源開発に関する請願(第四〇七号)

○北海道遠野田追河川の電源開発に関する請願(第七四五号)

○山形県朝日川地区電源開発事業促進等に関する請願(第八一四号)

○長野県松本市に商工組合中央金庫出張所設置の請願(第一四五五号)(第一七三三号)

○火災保険協同組合の法制化に関する請願(第八四二二号)

○中小企業等協同組合法第九条改正に関する請願(第八四二二号)

○余剰農産物見返円の中小企業導入に関する請願(第八九八号)(第九六六号)

○中小企業者に対する電話架設資金融資の請願(第一四二二号)

○中小企業振興対策に関する請願(第一四二三号)

○横須賀市武山に原子力研究所設置促進の請願(第七八〇号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(松澤兼人君) これより會議を開きます。

今回事業に不敏なものでございませうけれども、当委員会の委員長に選任されまして、皆様方の御協力を得て運営をしていきたいと存じております。

よろしく御指導のほどをお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) これより電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

一言ごあいさつ申し上げます。

本日突然参考人をお呼びいたしましたのは、はなはだ御迷惑をおかけしたと思ひますが、参考人の方々は御多忙中にもかかわらず御出席をいただきました。まことにありがとうございます。

御承知のように、当委員会としては、目下電源開発促進法の一部を改正する法律案を審議しております。本年改正案の骨子は、電源開発会社が本年

度発行する杜債七十億について政府保証ができるよう規定したこと、下流増加利益の調整に関する規定を新たに設けたこと、以上の二点が中心となっております。

当委員会としては相当審議を進めて参つたのでありますが、特に参考人から意見を徴し、今後本法の審議の参考にしたいたく御出席をお願いいたしました次第であります。発言の内容は、この改正案全体を通じ各方面から御検討、御意見を述べられてけっこうですが、特に下流増加利益の調整に関する規定についてはそれぞれの立場において種々の論議のあることと思ひますので、十分な御意見の発表をお願いいたしますと存じます。

最後に、委員の方々に御報告、御了解を得たいと存じますが、先の委員長・理事打合せにおきまして決定いたしました参考人のうち、小坂総裁は所用のためどうしても出席しかねることと、かわつて藤井副総裁が御出席されました。なお、東北電力社長内ヶ崎氏は旅行中につき日程の変更ができず、かわつて発言する責任者を出すことが困難であるとのことで出席できないとのことでございます。東京大学教授我妻榮氏は午前中は衆議院法務委員会に参考人として出席を要求され、午後は大学の講義があるため出席できないとのことであります。結局御出席の参考人の方々は次の通りになりました。

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

電源開発促進法の一部を改正する法律案参考人——電源開発株式会社副総裁

藤井崇治氏、電気事業連合会専務理事
松根宗一氏、公営電気事業経営者会議
事務局長弘山道氏、北海道大学教授
金沢良雄氏、右の通りでございますの
で、多少打合会の決定と違ふものが出
て参りましたが、何とぞ御了承を願ひ
たいと存じます。

それではこれより順次参考人の方々
に発言をいたしていただきます。まず
電源開発株式会社副總裁藤井崇治氏。
○参考人(藤井崇治君) 本日電源開発
促進法の一部改正に關しましてお呼び
出しにあずかりました藤井でございます
ます。

先ほど委員長からお話のございました
ように、今回の電源開発促進法の一部
改正案のおもなる骨子は、電源開発
株式会社が發行いたします社債につ
きまして政府の保証を願うこと、いま
一つは電源開発を行いますにつきまし
て下流の増加利益を得る者が上流の貯
水池等の建造に對しまして建設費の一
部を負担するという二点でございます
るが、まず冒頭に、順序は逆になりま
するが、御説明申し上げてみたいと存
じますのは、下流増加利益に關する
受益者負担についての私どもの見解に
ついてでございます。

御承知のように電源開発株式会社は
大規模、または実施困難な地点、国土
の総合開発利用及び保全に關し特に考
慮を要する地点、電力の地域的需給調
整のため特に必要な地点などの電源開
発を行うため、先年議員立法において
設立されました会社であります。具
体的には電源開発調整審議会におきま
して電源開発株式会社が開発すべきも
のと決定せられました地点につき定め
られた計画に基いてその実施に當るこ

とを使命としておるのでございます。
従ひまして、当社の担当いたします工
事は、その性質上おおむね大規模な
ムの建設を伴う貯水池式発電工事であ
りまして、下流増加問題を包含する場合
が割合に多いのでございます。で、こ
の下流増の問題は、従来は開発の方式
がおおむねいづれの流れ込み式であつ
たこと、及び採算的に有利な地点のみ
が開発対象となつてきたことから、技
術上問題となることが少かつたのであ
りまして、これがため本来ならば当然
法的措置がなされるべきであつたにもか
かわらず一般的にはこれまで放置され
てきたものと考えられるのであります。
しかしながら御承知のごとくものと
の日本発送電株式会社にございまして
は、その事業の国家的性格から同法の
第二十六条に下流増負担の条文が規定
されておつたのであります。電源開発
の将来を考えると、当社及び公営
電気事業者並びに一般電気事業者が電
源開発を行う場合におきまして、その
いづれたるを問はず大規模電源開発を
行う場合は下流増問題を伴うことが
往々にしてあることが予想されるので
ありまして、この際法的措置によりま
して将来紛争の原因になることを除い
ておきますことはまことに機宜に適
したことであると考えられるのであり
ます。この点につきましてさらに若干
の説明を加えさせていただきますと存じ
ます。

第一に申し上げたいことは、過去に
おきましてわが国の水力資源は経済性
の高い地点から順次開発せられて参り
ました結果、未開発地点として残され
たものは第一に技術的にきわめて困難
なもの、第二に下流増を見込まない限

りには採算のとれないもの、第三には電
力のみで単独問題でなく総合開發的に
考えなければ採算が成り立たないもの
というふうなものが大部分であるとい
うことになるのであります。しかしな
がらわが国のように他のエネルギー資
源の乏しい国におきましては、天恵の
水は一滴のむだもないまでに利用すべ
きものであることは申すまでもないの
であります。これがためには上流のダ
ム施設者はその公共性に顧みまして常
に下流増を考慮することが責務として
要請されるものと存するのであります。
その責務を完全に遂行させるため
には、国といたしまして法律によつ
て下流増による利益を受ける者の建設
費負担の義務を掲げまして、上流ダム
施設者に対し要当な協力をなすべきで
あると存するのでございます。と申し
ますのは、この場合下流増受益者によ
りまする工事費の一部負担がなされな
いといひますならば、上流ダム施設
者は下流増を考慮しなければ当然支出
しなかつたであろうところの工事費ま
でも負担しなければならぬ半面、もし
上流の施設が下流増まであわせ考へて
計画施工した場合下流増電所の所有者
たるものはほとんど勞せずして莫大な
利益を受けることとなるのであります
て、それは公平の觀念に照らしまして
あまりにも不合理であるばかりでな
く、天然資源を有効に利用するという
考え方からも遺憾の点があるのであり
まして、これがひいては電源開発への
意欲を鈍らせ、将来の国家資源の高度
の利用に支障を来たさしめることにな
らないとも限らないのであります。特
に、当社の場合におきましては下流増
の受益者であります電気事業者が工

事費の一部を負担することがなかつた
ならば、特定の下流の電気事業者の利
益のために膨大な国家資金を費すとい
う不合理を生じまして、また採算を
度外視した経営に追い込まれる危険も
生ずるのでございます。次に下流増受
益者の負担がなされないといひしま
すれば、上流ダムに付屬する発電所の
電力が二倍以上の電気事業者に供給さ
れる場合には、供給面において著しい
不均衡を生ずるおそれがあるというこ
とでございます。すなわち表面的には
同一の電気料金でありまして下流増
の恩恵にあずからない電気事業者は事
実上その部分だけ不当に高い電力の供
給を受けることになるのであります。
ことに当社の建設する上流ダムにあり
ましては国家的要請に基いて国家資金
をもつて建設されたにもかかわらず需
用者にこのような不均衡、不公平な負
担をなされしめることはきわめて不合理
と云うべきでございます。供給の
相手方が一社である場合には電気料金
の中で処理することもあるいは可能と
も考えられましようが、この場合にお
きまして下流増利益を織り込んで初
めて適正な電気料金となるのであり
まして、電気料金にしろ寄せる
ことは適当とは申されないものであり
ます。

以上申し上げましたように、当社が
担当する工事の性格上下流増問題を伴
います機会が比較的多いということ、
当社は国家資金に依存する比重がきわ
めて大きく、従つて当社によって供給
される電力は国民にひとしくこの恩恵
を均霑されるべきものであるというこ
と、權利義務に關する一般的な基本事
項は法律によって定めて置くことが妥

当であることなどを考えあわせまし
て、下流増利益に關連する受益者負担
の原則はこの際ぜひとも法制化して將
来の電源開発の促進に遺憾なきを期せ
られることを強く要望してやまない次
第でございます。

以上のような考え方からいたしまし
て、何とぞ国会におかれましては、こ
の法律の改正につきまして深甚なる御
考慮をお払い願ひたいと存するのであ
ります。

次にいま一つの問題点でございます
社債保証の問題でございますが、御承
知のごとく國家の財政事情の變化によ
りまして当初財政投資の金額が相当多
額に見込まれておりました当社の資金
は昨年度から急激に減りまして國の投
資額は大体三十億圓程度になつたので
ございます。従ひまして電源開発株式
会社の必要といたします資金の大部分
は財政投資か、あるいはその他の方法
によらなければならぬのでございま
す。本年度成立いたしました予算につ
いて見ましても、その大部分は財政融
資でございますが、その中に七十億圓
ばかりの民間資金を使うことになつて
おるのでございます。ところが御承知
のごとく電力料金を構成いたします電
力原価は最も金利に左右されるのでご
ざいまして、私どもはもし融資を仰ぐ
場合におきましてはできるだけ安い金
利の資金がいたしたいのであります。
す。そういたしませんと勢いそれが電
力原価にはね返つて参り、料金に影響
を及ぼす結果になるのであります。さ
ら、できるだけ安い金利の金を使わし
ていただきたいのでございます。さよ
うな見地からいたしまして本年度以降
民間の資金を使ひます場合に政府の保

証を得るということは民間資金を有利な条件で運用することが出来る、借りることが出来るということになるのでございまして、この点特に電気事業の性質にかんがみまして私ども強く政府にお願いたしておるような次第でございまして、さような事情でございまして、国会におかれましては何とぞ私どもの使命を達成いたします意味におきまして御同情願って、本法の一部改正につきまして格段の御配慮をお願いいたしたいと存じます。

簡単にございしますが、私の説明はこれで終らしていただきます。

○委員長(松澤兼人君) 質疑はあとで一括してやっていたことにいたしました。次に電気事業連合会事務理事松根宗一君。

○参考人(松根宗一君) ただいま御紹介いただきました電気事業連合会の事務理事をいたしております松根でございます。意見を聞きたいとおっしゃる問題の中で、いわゆる下流増による利益の問題について電気事業者といたしましての考え方を簡単に申し上げたいと思っております。

もうすでにこの問題につきましてはどういふ場合どういふことが起るかというようなことは十分皆さん御研究のことと思っております。結論だけを私申し上げたいと思っております。一つの河川を開発いたしますにつきましては、そこに二つの開発者がある場合にこういうケースが起るのであります。上流のダムを設置によりまして下流の業者が利益がふえる、この利益の限度において上流の業者にその利益を返還する、分け合うという原則につきましてはだ

れもこれは反対してないのであります。当然そういうことをすることが合理的であると思ひます。またそれによりまして河川全体の最も国家的な立場で合理的な開発ができるというふうな考へております点については何にも異議がないのであります。ただ問題はこういうことを法律で定めなければいけないのかどうかというところに問題があると思ひます。日本の電気事業が始まりましたからずいぶん長いのであります。過去においてこういうケースは多々ございまして、すべてそれは当事者同士の話し合いで解決がついて参つております。従ひましてあらためてこれを法制化しなければいけないということが私どもとしては納得がいかないものであります。まず十分話し合いを事業者として両者でして、どうもそういう紛争が起りそうだからというところで法律を作るということになりますと、これは単に下流増の問題だけであつて、他の経済問題についてたくさんこういう問題があるのじゃないか、同じようにそういうように法律をあらかじめ作つていかなければこういう問題の解決ができないのか、少くとも事業者といたしましては両方が、特に公益事業をやっておりますので、そういう一つの公けの立場を堅持しながら民衆を持つて話し合ひするならば、必ず私は話し合ひがつくものだ、もしこれがどうしてもやってみていかんというときに初めて法律を作つておそくはないのじゃないか、こういうふうには私どもは考へておるわけでありまして、

かりに一步譲りまして、これを法律できめるといたしましても、今回の法案を見ましても、ただそういう返還するという一つの考へ方と、それから話し合ひで進めるといふお話し合ひの程度でございまして、それ以上のことは法律にきまつていないように承知していただいておりますが、それだけのことであれば法律はなくても十分話し合ひはできるんじゃないか。もしこれを法律でこまかいことまできめるとなると、いろいろな場合が起るでございまして、おそれる法律にきめることは非常にむずかしいのじゃないか。もしきめるにいたしましたとしてもいろいろな折衝を各個にやってみまして、どうもこういう点だけは法律できめないと困るというふうな問題が起きてきたときに法律を作つていんじやないか。今の場合は上流にダムを作りまして、下流の事業者に利益が出るという場合だけを一応考へておられますが、今後、大きな発電所を作つた方がよい、そろばんに合う、国家的にもその方が有利だという場合には、すでにできております下流の古い発電所をつぶしちゃつてそうして上へ大きなダムを作るといふ場合も私は起つてくるのじゃないかと思ひます。そういう場合が逆にごさいますね。下の発電所を買収するやうな問題が起きてくる、ちやうど下流増と逆の場合ですね、こういうケースも私は起り得るのじゃないかと思ひます。従ひましてこの問題だけを考へた法律の建前というものはもう少し私は考慮の余地があるのじゃないかと思ひます。

大体九電力と申しますか、民間電気事業者の考へ方といたしましては以上のようなことであります。なるべく事業者といたしましては一々法律、一々お上の手をわずらわさないで自主的に積極的にやはりものを解決する、一々そういう法律に頼らんでもやつていくという精神を持つていかんと、なかなかこれからむずかしい問題は解決しないのじゃないかというふうな基本的な考へ方のもとに以上のような問題についての意見を持つておる次第でございまして、大体私どもの意見を申し上げました。

○委員長(松澤兼人君) ありがとうございます。次に公営電気事業者会議事務局長弘山尚直君。

○参考人(弘山尚直君) ただいま御紹介いただきました公営電気事業者会議事務局局長をいたしております弘山でございます。私どもの関係をいたしましたのは、上流にダムを作りました場合の下流の受益ということが一番の問題でございまして、その問題に限りまして意見を申し上げたいと思つてございまして、

私どもの公営電気事業者会議と申しますのは、実は少し運動が足りませんで御認識が薄いかと存するのでございまして、現在この経営者会議というものに会員として入つております都道府県が二十五でございまして、ただいま発電所の建設に着手いたして、将来この経営者になるだろうという都道府県を入れますと三十以上になる予定でございまして、それで私の方といたしましては上流のダムによりまして下流受益者がその費用を負担すべきであるというところにつきましても考へ方といたしましては、先ほど電源開発株式会社の

副總裁がお述べになりましたことと全く同意見を持っておりますので、ここで重ねて同じことを繰り返さないようにいたしたいと思ひます。それで経営者会議独自の分につきましては少しく意見を申さしていただきたいと思います。御承知のように、この日本の国の開発地点は、残つた地点は非常に有利でない所が多いわけにございまして、これを開発いたしますためにいろいろの事業を同時にやる多目的ダムという開発方式が盛んにとられておるわけにございまして、県営でやつておりますものはそのほとんど全部が多目的ダムでございまして、ほとんど全部が下流増という問題に伴つて参るわけにございまして、そこで私どもとして一番問題にいたしておりますのは、この多目的ダムをやりますときに、電気事業がどれだけの負担をいたすべきであるかと、こういう点でございまして、ほかの事業との関連におきまして、建設費のどれだけを電気事業が負担すべきであるかと、こういう問題を解決いたしますときに、国で計画をいたします場合に、すでに下流増というものが考へられまして、電気事業分は下流増を含めた建設費の負担をしてもいいじやないかと、こういう趣旨で負担が定められておるやうな現状でございまして、従つてでさう上りました後に下流増の分の点ではつきりいたさないと、こういうことになりまして、公営の電気事業者の経営というものは非常に不安定になつて参ると、こういうことで、その点を非常に不安に思つておる次第でございまして、

また一方電気料金の方は、現代の情勢からいたしますと、大体開発いたし

ますのに、この程度の電気料金の地点であるならば開発が可能であらうと、こういうことをお考えになつて皆さん方が開発を進めておられるわけでございますので、そういう点から公営の開発も、大体電源開発会社、電力会社でやられる地点と同じ程度の原価で現在はおさまつておると思つてござい

ますが、これが下流増の關係が不明確で、その収入が果して得られるかどうかからいふと、その点非常に電力の原価の点から、電力が売れるか売れないかという点に非常に疑問を持つてくると、こういう現状になつて参りますので、この点ぜひこの法案におきまして負担をするというところはつきりさしていただくようにお願いを申し上げたいわけでございます。

それから次に問題になります点は、公営の分は、大体作つた発電所の電力を全部その地方の電力会社が買い取つておる状態であるから、別に下流増というようなことをはつきりきめなくてもいいじゃないか、こういうまあ意見もときどき聞くのでございますが、これは現状におきましてはあつたはそういうことで一応片がつくかとも思いますのですが、いろいろ経営のやり方というところにつきまして各県意見がございまして、いろいろの意見を持っておる県がございまして、従来日本発送電株式会社という会社ができることに、県営でやつておりました発電所を、出資いたしたものを、あれを返してもらいたという、復元の運動も一部起きております。また自分で作つた発電所は、県内の産業振興のために、電力を自分で工場誘致をして送りたい

という考えを持っておる県もある様子でございますので、そういういたしますと、やはり現在問題がないといつたしておいた方が将来の問題を残さないのじゃないか、こういうふうな考え方もある次第でございます。

それからもう一つの点は、下流に一つの電力会社の発電所のある場合は、それでよろしいのでございまして、他の会社の発電所があるという場合も起きて参るのでございまして、これは公営のうちではその例が福井県にございまして、福井県で作り出した発電所の下流に北陸電力の発電所と関西電力の発電所、二つの発電所がある、そういうケースになつて参りますと、料金問題にしわを寄せて片づけると、こういう問題もはなはだ厄介なことになりま

すのでありまして、やはりそういうこともあわせ考えをいたさしまして、こういうことははつきりさしていただいた方が将来の問題を残さないのではないかと、こういうふうな考えておる次第でございます。

以上私の申し上げることは、大体その三点に尽きるわけでございますが、ただいま公営の発電所は電力原価が高いからあまり芳ばしくないとかいろいろの風評を聞くわけでございますが、その基になりますところはどうかして、一番最初計画を立てたときの電力事業がどれだけの建設費の負担をするか、こういう点にあるのでございまして、その場合に下流増という問題がからんで参ります。ですからこういう点も非常にはつきりさしていただきますれば、決して高い電力を起す、こういうようなことはなはないと思ひます。ぜ

ひそいう点からこの法律をお通し願つて、公営の事業の安定いたしますように希望する次第でございます。以上で私の……

○委員長(松澤兼人君) ありがとうございます。

次に金沢先生にお願いするわけでございますが、おくれでおいでになりまして、先ほど私からいふきつを申し上げましたが、ただいま問題になつておりました電源開発促進法の一部を改正する法律案の問題点といたしまして、電源開発株式会社の本年度発行する社債七十億について、政府保証ができるように規定すること、及び下流増加利益の調整に関する規定を新しく設けたこと、これが法律案審議の重点であつたこと、これが法律案審議の重点であつたこと、参考人の方々に来ていただきました。先生には、急にお願いした点、ごめんとおかけしたと存じますけれども、そういう趣旨で御発言願えればけっこうだと存じます。

○参考人(金沢良雄君) 私はただいま委員長からお話ございました本改正法案のうちで、特に下流増加利益の調整に関する点につきまして申し上げたいと存じます。その場合に主として法律論的な立場から申し上げたいと思ひます。

そこでまず第一に下流増加利益の返還という点につきましての一般的な法律論的な根拠というものが、どういふところにあるのかというところを一般論的に申し上げてみたいと思ひます。

第二にはこの本改正法案における下流増加利益返還の措置の性質がどういふものであるかということ、それが法律論的に可能であるかどうかということ

について申し述べたいと思ひます。

第三に立法技術上本改正法案についての若干の問題点を申し上げたいと思ひます。で、最後に多少関連する事項についても時間があれば申し述べたいと思ひます。

そこでまず第一に下流増加利益返還の法律論的な根拠でございますが、これは法律論的な話し合い、つまり契約といふことであればそれによつて解決せらるべき問題であらうと思ひます。ところがその契約ができない場合、あるいは契約を当事者の話し合いにまかしておくと適正でないというふうな場合にどうなのかということだろつと思ひます。そこで考えられますのは、二つの点があると思ひます。

その一つは、民法上の不当利得の返還の考え方、ここによりどころを求めようという見方、それからもう一つは、公法上の受益者負担というところによりどころを求めようという見方になつてくると思われます。

そこで最初の不当利得返還というところでございますが、この点につきましては、現行民法上の解釈といたしましては、多少困難な点があるのではないかと、つまり現在の民法の不当利得についての成立要件を十分に満たし得ない場合があるように思われます。ただここで考えられますことは、いわゆる公平の原則に従ひまして、多少その成立要件を欠けていても、その利益の返還を認めてよいのではないかと、この考え方が出てくると思われます。

これはちやうど不法行為による損害賠償に對して無過失損害賠償責任を認めるような、いわばその裏返ししたような形で不当利得返還の要件を満たさな

い場合でも、利益の返還を認めるというところも可能になるのではないかと、いうことが考えられると思ひます。もしそういうような考え方が出てくるとすれば、それは最終的には裁判所で争われるというところになります。が、立法論的には、たとえば銀業法における銀害賠償の規定のようなものを何らかの措置で設けるというところも考え得るわけでありまして、しかし現在の情勢として、そこまでいろいろな判例もございせん場合に、いきなり立法的措置をやること、立法政策的にどうかと思ひます。

次に受益者負担という考え方でございますが、これは御承知のように、公用負担の一種とされておりました、特定の公共性のある事業から特別の利益を受ける者がある場合に、その公共性のある事業の適正な運営をはかるために、その利益を受ける限度におきまして金銭的給付義務を課する、こういうことが受益者負担というふうな一般に解せられておるわけでありまして、これが課せられる場合には、法律で規定すればそれが課せられるわけでござい

ますが、この下流増加利益の返還というものは、一応この受益者負担として考えることができるのではないかと、思ひます。それはやはり電力事業という公共性のある事業につきまして、一定の特別の利益を受ける者に対して、その事業の適正な運営をはかるために、利益の返還を行うこととございまして、その返還の限りにおきましては、これを下流増加利益の返還を受益者負担として考えていくというところは可能であらうと思ひます。ただそこで若干御疑問になる

点があるかと思うのでございますが、それはこのたびの改正法案では、第六條の二におきまして、「電気事業者又は電源開発株式会社」というものが受益者負担特権といひますか、公用負担特権を与えられるという点でございませう。つまり、ということば、私企業にも公用負担特権が与えられる規定になつてゐるという点でございませう。しかしこの点につきましては、公用負担特権といふものが一般に私企業について、それが公共性ある事業である場合に、その事業を運営して行くに當つて一定の負担を課することを認めるというところが妥當である限りにおきましては、やはり私企業といへども、この公用負担特権を与えられてよいと考えております。

そこで第二に本改正法案における下流増利の調整の措置の性質でございませうが、本改正法案の第六條の二は全体においてこの受益者負担の性質を有するものと考えてよいのではないかと。それは以上申し上げましたような理由によりまして法律的には立法として可能であるということが言えると思つてあります。

次に第三に立法技術上の若干の問題について触れたいと思つてあります。

その第一点はこの受益者負担を認めます場合は、政令で定めるところの一定のものについて認められるというところとでございませう。第六條の二の一項、それから四項あたり、これがどういふ意味を持つたかということでございますが、おそらくこの下流増利の返還を認めなければならぬというような場合は、一つの水系につきまして、それが総合的、計画的な電源開発を行う必

要があるというやうな場合に、特に受益者負担的な構想によりまして下流増利の調整をはかるということが必要になつてくるのではないかと、いわば受益者負担を課する場合の要件としての公益性といふものを言ひましたやうな場合にしほつて考へて行く必要があるのじやないかということば、うなずけると思つてあります。その限りにおきましては、政令で一定のものについて定めるものについて適用するといふことも、大いに意味があると思ひます。ただその場合に運営上の問題でございませうが、できるだけ今申しましたやうな公益性といふものを公平な基準から判断して選んで行かなければならぬのじやないか。受益者負担がある部分については課せられ、ある部分については課せられないということが不當に行われぬように注意する必要があるのじやないかということが考えられます。

それから次に第二にいたしましては、この改正法案では負担額は協議によつて定められるということになつております。ところでこの協議ができなるとき、あるいはそれが整わないときはどうなるのかということについては裏づけの規定がないという点でございませう。大体従来の例によると、行政庁の裁定あるいは裁決というやうなものによりまして最終的な解決はかられるということになつておるのであります。その点について多少立法技術上疑問が残るわけでありませう。ただ、しかしこの受益者負担特権といふものを、いや失礼いたしました、下流増利の返還といふものを認めるといふことにつきましては、先ほど申しました

やうに一方ではその公平の理念に基いてできるだけ臨時的にものを解決していかうという、いわば当事者の話し合ひによつて解決していかうという考えがあるといふことを思ひますと、この場合に協議によつてできるだけ事を運んでいこうとされるころの趣旨は大いにけつこうであると思つてあります。

それからなお多少関連する問題といひましては、上流部施設の持ち分とか管理権といふやうなものが受益者負担を課せられるものにも認められるかどうかといふことでございませう。この点につきましては本来この下流増利といふやうな問題が生じます前に費用振り分け、コスト・アロケーションの面で解決がつく場合も多いと思ひます。もしそのコスト・アロケーションの面で解決がつかない場合には受益者負担といふ問題はもはや生ずる余地がないといふことに理論上考えられるわけでありませう。ところで持ち分とか管理権とかいふ場合にはその費用振り分けに入つておるといふ場合に初めてそこに持ち分、管理権といふものが生ずるのが原則であると思ひます。つまり管理権はやはり所有者に属するといふのが原則的な立場であると思ひます。従ひまして下流増利に對して受益者負担が課せられる、受益者負担としてこれを考へていく場合にはあるいはそういう措置をとつた場合にはこの持ち分はもちろんのこと、管理権も負担を課せられるものには原則として認められないといふことになるだらうと思ひます。ただその場合に当事者の話し合ひによりまして上流部のデータの操作といふものについて協議がで

きればけつこうなことだらうと思ひます。もちろんそれは当事者の話し合ひのできることでございませうから、そういうことがもし行われるならばそれでけつこうなことだらうとは思ひます。が、原則論的には当然には負担を課せられるものは管理権を持つといふことにはならないといふことでございませう。ただ、まあ当事者の話し合ひでその管理の問題が解決すると申しまして、最終的には先ほど申しましたやうなふうの下流増利の返還を認めませう。きまして総合的計画的な電源開発を行う必要がある場合といふやうなことになつてくると思ひますので、むしろ管理権に對しては国が十分の監督を行うといふことが必要になつてくるだらうと思ひます。大体私の下流増利の返還に關する法律論的な立場からの意見は以上でございませう。

○委員長(松澤兼人君) ただいま委員の異動がございましたから申し上げませう。三輪貞治君が辞任され、その補欠として栗山良夫君が指名されました。以上報告いたします。

○委員長(松澤兼人君) それではただいまの御発言に對しまして御質疑のある方は……。

○廣田進君 まず通産大臣の出席を要求いたします。それで通産大臣は先般の委員会にしばしば欠席がちであります。本日はいよいよ当委員会も最終的な段階だと思ひますし、参考人として聞きたいこともあるので、ぜひ通産大臣の出席を要求したいと思つてゐたが、ここにお見えにならな

したので、きようは早々とお歸りにならないで最後まで、あまり長く委員会を持つ予定ではないやうでありますから、久しぶりに来ていただいたのであります。一つ最後までいていただきたい。

そこでただいま四参考人からそれぞれ貴重な御意見を拝聴いたしましたわけでありませうが、まず最初電源開発株式会社副總裁藤井崇治君にお伺いをいたしたいと思ひます。御意見によりまして現在提案せられておりますこの改正法案に對しては賛成である、その成立を望んでおられるやうに承るわけでありませう。ところで後述述べられました松根宗一君の公述は、法律によらないでといふ点を建前にしておられるやうでありますし、勢ひ今後の両当事者との話し合ひに相當な期待を持たなければならぬ法律の結末となつておりますが、事実問題として立法上の範囲は單に下流増利に對しては適當なる負担をするということが規定せられたにとどまつていて、實際には今後の話し合ひといふことにその眼目がおかれてゐるやうに思われる。そういう場合に話し合ひが円滑につけばよろしいが、つかなくなると非常にここに問題もあるやうに思ひます。言いかえれば松根さんの言われたやうな、かやうなものであれば法律を待つまでもなく、何ら法律の作用、機能といふものがなくなつてゐるのであるし、立法の必要を認めないといふ議論も成り立つやうに思われる。また逆に言へばそのやうに両者間の協議にゆだねられてゐる以上、立法措置があつたつて何ら差しつかえないではないか、下流増利負担をすべきかすべきでないかという議

論の終止符を打つ作用だけの法律になるのではないかと、あつてもなくともいいじゃないかという点は、御両者の御主張についてそれぞれ私も聞いていて言えるわけでありませう。そこで今後の話し合い等の見通しなり、またそれがうまくいかないという場合には、電源開発株式会社とせられてどういうお立場をおとりになることになるのか、これらの点についてお答えをいただきたい。

○参考人(藤井崇治君) ただいまのお尋ねでございますが、私は先ほどお話しの中にもございましたが、この法律はやはりこういうふうな法的な義務を関係者に負わせるという意味におきまして非常な意義があると思うのであります。当然こういう義務を負うという点になりまして、その基礎の上に立つて先ほど松根さんからもお話がありましたように電力会社の方々は皆良識をお持ちの方でございますので、おそらく円満に話は進めていけるものと期待いたしております。しかし万々一協議が整いません場合には、これはまた国会なり政府にお願いいたしまして、協議がでない、あるいは協議が整わない場合の措置につきまして立法措置をお願いするような、そういう場合があるかも知れません、目下のところこういう法律にきめられました義務に従つてお互いが良識を働かして話し合いをすればつくのではないかと、かように考えております。

○藤田進君 私ども心配いたしますのはこのようにいけば、協議、整わざる場合の裏づけの規定がなくなつていくにかかわらず、この法律については

賛否、電力業界といえますか、電発それから電力会社等の間にはあるように、参考人の代表意見によつてみましてもあるように思ふ。出発点からかなり対立をみておるように思ひますので、この点はかなり心配をいたすわけであります。そこでいよいよ最終日となりましてので行政指導によつてできるだけかような話し合いのつかざる場合のことのないようにということで従来御答弁があつたわけでありましたが、通産大臣とせられて今後の話し合いが進められる過程においてまともでないというやうな場合、今藤井参考人の言われたその際は法律改正によつて裁定を設けるなどという御期待があるように今伺えるわけでありますが、そういう方向でおいきになるのか、あるいはその他の行政指導がどのようにあるのか、具体的にお示しをいただきたい。

○国務大臣(石橋湛山君) 藤井副総裁の中されましたように各電力会社相当のみな大きな企業者でありあるいは経営であつたり何する場合でありますから話はつくつと私は考えております。その間に話がつかないというところはなかと考えております。万一これはとにかく最初からあまりそういうきびしいものを示すよりはこれで一つ実施してみても実際に電力会社がどれほどこれに協調していくかということも十分確かめまして上できさらに万やむを得なければまたお願いをする、こういうふうな考えております。

○藤田進君 この際なかなか大臣としても言にくいところでありまして、うが、万やむを得ざる場合にはお願いをするという筋は国会方面に立法措置としてお願いすると解釈すべきで

しょうか、一つその点を明かにしていただきたい。

○国務大臣(石橋湛山君) そういうことも考えております。

○藤田進君 この点松根専務理事のお考えはいかがでしょうか。今お聞きの通り話し合いがうまくいかない場合の行政指導、いろいろ努力はせられるでありますが、最悪の場合さらに法の改正ということが明らかになつたと思うのです。どう御所信でありますか。

○参考人(松根一君) 私は先刻から申し上げます通りその先の先までできなかつたらどうかとこころだとかいうことよりもまず話し合いをしてみて、どういふ点が一体むずかしいのだということをよく考えて、それから私はおそくないと思ふ。従つて話が初めからまともなぬときでかかつて、そのあとはどうするのだという話になりまして、この法律というものは私は意味がないのではないと思ひます。そこまでのきめはしてないのです。ですから、まず私は誠意関係当事者が話し合つてみて、またどうもその点についての両者の意見の食い違いがある、そのときには関係当局の行政指導と相対して何とかこれをまとめるといふことで、私は解決がつくと思ひますし、また過去の事例に徴してもそういう話し合いがつくものだと思ひます。これがどうしてもまとまらぬからまたむずかしい法律を作ろうということは私も想像していません。

○藤田進君 非常にわれわれそうであれば安心するわけですが、どういふ点おきまして、高橋企画庁長官並びに右

に見通しがつきますのは下流増に対してその負担をそれが論理の構成が不当利得であるのか受益者負担であるのか、そんな理屈はさておいていずれにせよ負担するといふことについては何らここに争ひはないように思ひます。負担すべきだといふ、いわばこの際例をあげれば公営の側においてもあるいは電源開発の側におかれても主張せられておるし、これを通常の場合受けて立つておる電力会社におかれても松根専務理事の今御発言によつても負担することに何ら異議はないといふのでありますから、原則論について何らここに争ひはない、だとすれば煮つめてみると金額の問題になるだろう。五億と云うだろうし、あるいは二億といふだろう、あるいはもっとその差が開くかもしれないのですが、問題はそこだろつと思ふ。これがしかし事業経営にとつては何といつても他の精神的な負担と違ひますから争ひになるだろうと思はれるわけでありまして、こういう点は、要するに労働問題における賃金交渉においても、絶えず第三者の調停なり、あつせんなりをわずらわさなければならぬといふことを常としてる産業界、労働界である。これは要するに会社経営の経理的な面が中心にやはりなつておるということであれば問題は

あるように思はれるわけでありまして、そこでこれをすつと考えてみますと、一水系に対して二つ以上の電気事業の会社なり、あるいは公営なりといふことがあることに根源はやはりあるうかと思はれるわけでありまして、そこで通産大臣にこの際お伺ひいたしたいのでありますが、先臨時国会におきまして、高橋企画庁長官並びに右

橋通産大臣から次のような説明をいた

後の話し合い等でなかなか容易ではな
かろうと思う。だんだんとここに一応
頭を出した下流増負担に関する件は將
来裁定がこれに加わるならだんだん
いよいよ官僚統制というか、そういう形
において調整をはかる以外に業界にこ
れをゆだねるということはおそらくし
なっていくのじゃないかという予想が
非常に強いのであります。これは要す
るにこの電力行政一般について再検討
すべき時期がきているのではないだろ
うか。昭和二十五年にボルトでもって再
編成が行われて以後これの矛盾として
電源開発会社を作った開発するとい
うことに現われてきましたし、それがこ
ういう発電所の運営については給電指
令を持つかどうかになり、あるいはま
たその発電所をいきなり当該電力会社
に譲渡するといつてもこれが円滑にい
かないというところで、国家の電力事業
としてやはり再検討せらるべきではな
いだろうかというのが先臨時国会の事
情であつたわけでございます。今度通
常国会においてはぜひ一つ明確な方針
を承わりたいと期待いたしておしま
したので、この点一つ明確なる通産大
臣、所管大臣としての政策、方針をこ
こに明らかにしていただきたいと思
うのであります。

○國務大臣(石橋湛山君) お話のよう
に、少くとも電力事業全体の問題を結
合的に検討いたしまして、そうして適
切な何らかの措置を、立法措置を講じ
なければならぬということを感じてお
りますし、また前国会においても、
さような御希望を受けておるわけであ
ります。そこで当局をも顧慮いたしま
して、何とかこの通常国会までに間に
合うようにいたしたいと、鋭意やりま

したけれども、何しろ問題が非常に複
雑でありまして、各方面の意見等も聞
いておられますけれども、なかなかまだ
まとまるどころまですべておきま
せん。こういうことで、はなはだ申しわ
けありませんけれども、この国会には
間に合いません。至急に次の通常国会
なり何なりできるだけ早い機会に、電
力事業全体に対しての措置を一つ考案
いたしまして、御審議をわすらわした
い、かように考えております。

○藤田進君 そういたしますと、とり
あえずその方針がきまるまでは、電源
開発計画、それから内閣とせられては
自立経済の計画、こういう線を開発を
中心としたものが進められていくが、
できていく発電所のあとの運営です
ね、これは発電、送電等を含めて、と
りあえず電源開発株式会社において開
発したものがこれを保有し、そうして
これが送電をし、この操作を——社内
の給電操作をし、そういうことでとり
あえずいくことを通産大臣、当局とし
てはお認めになっていくのか、電力会
社とのいろいろな調整をはかるのか、
はからないのか。はかるとすればどう
いうふうな調整をはかっているのか、
これが一つ。

○國務大臣(石橋湛山君) 実は電源開
発株式会社は存立を認める。また九電力
という性格なものにするかということ
についても、まだ結論に達しておりま
せん。とりあえず今までやって参りま
したように、電源開発に一つ専念をし
てもらうという会社として、電源開発
株式会社は存立を認める。また九電力
という性格のもの、再編成とか、いろい
ろな問題もありまされども、これにつ
いてもなおいろいろ複雑な事情があり
ますので、その簡単に片づけられませ
ん。各方面の意見も聞かなければなり
ませんので、研究は努めていたしてお
りますけれども、なおその結論に達し
ていないという実情であります。

○藤田進君 料金の問題。
○國務大臣(石橋湛山君) 料金につ
いても同様であります。
○西川彌平治君 議事進行について。
せっかく参考人の方が見えなくなって
おりますから、参考人の方の質問を先
にしたいので、大臣その他の方の
質問は参考人の方の質問が終わってか
らにしてもらいたいということを希望
いたします。

でしようし、対需用家的にも、こうい
う法律ができて、下流増負担のため、
東北電力としてはどうしても料金を上
げてもらわなければならないという理由に
なるかもしれない、実際にね。それ
は現状水力地帯がかなり経営が苦しい
というように、これが伝えられている
し、どうもわれわれは経理を全部握っ
ているわけじゃありませんし、実情は
通産大臣ほど詳しくはないが、しかし
現実にはいろいろそういう問題が出て
いる。

○委員長退席、理事阿具根登君着
席
これらについて、この法律を出されて
いる以上、改正案を出されている以
上、各般の影響、連鎖反応は考えられ
てお出しになったに違いない。報じら
れているところを見ると、そういう料
金問題もかなり頭を出しておるよう
に思ふし、それから暫定措置もすでに
計画しているし、とにかく電力業界と
いうものは、諸般の問題が山積したま
まに、未解決のままに事態が推移して
いるような気がしてならぬ。そこでこ
の際本通常国会もいよいよ末期である
から、国会を通じて国民にも一つ明ら
かにしていただきたいために、料金問
題については一体どうお考えなのかと
いうことを伺いしておるわけで、も
う少し腹の中を——速記がまずければ
とめますから、聞かしていただき
たい。

北電力は苦しいとは言っておりませ
けれども、会社自身も大体了承してい
るようであります。しばらくこの時期を
待たないといふほどのことではない、
かように考えております。

○藤田進君 金沢教授にお伺いしたい
のですが、御指摘の通り、本法は話し
合いがつかない場合の裏づけ的なもの
はないわけでありませう。この経過は、
御承知かと思いますが、当局の当初原
案にはそういうものがあつたように聞
いていますが、その後の諸般の事情が
あつたと見えて、これまた削除がなさ
れているわけですが、その際の理論と
して、立法論として、いろいろのこと
が言われていたわけですが、裏づけ的
な規定、たとえば話し合いがまとまら
ない場合の仲裁的な、かなり拘束力を
持ったこの規定を条文に入れる、通産
大臣の裁定に、これには両者とも従
うとか、そういうきつい規定を設けた場
合に、これが憲法上、あるいはその他
の法体系として、どのようなものであ
るかというところを一つ法理論の立場か
らお伺いしたいと思ひます。

が一定の基準をきめるということになつております。しかしこれはあくまでも一定の基準にすぎないのでありまして、それに従うかどうかは、当事者の話し合いにかんによるわけでありまゝです。こういうように民法的な解決をはかられるような場合には当事者の話し合いということがむしろ中心になる、そういうふうな考えをします。

そこでこの法案は、大体が受益者負担的な考えが中心になつてゐるというふうには私は拝見してゐるわけでありまゝですが、従ひましてそういう場合には、どちらかと言へばそういう協議の整わない場合、あるいは成立しない場合、あるいは不可能な場合についての裏づけの措置があつてほしいような気が実はするわけです。それがあつたことが法理論的に不当であるということには決してならないと思ひます。しかしこの下流増利の返還につきまして、先ほど申しましたような当事者の話し合いをできるだけ中心に考へて、特に電力事業相互間の問題でございまして、考へていこうという場合には、その裏にやはりその不当利得の返還をさらに拡大したような意味での公平の原則に基づく利益のリターンという考へ方がひそんでゐるような気がするわけです。そういうようなものから考へますならば、ちょうど損害賠償に関する飲業法の規定のように、当事者の話し合いで事をきめていくという行き方も法理論的に、まあ背後にひそんでゐるというふうな解釈もできないことではないのぢやないかというふうな考へてゐるわけですが……

裁定を下すという場合には、単に勘で、高度な勘でもつて幾ら、五億だとか二億だというわけにも参らぬので、両者の主張その他十分調査の上できめることにならうかと思ひますが、しかしそれはかりに実務の面を考へてみると、両者がそれぞれ自分たちの立場が通るような資料なり、あるいは論拠がある、そういう場合には直接その経営に対して現行商法その他の面で定めてゐる以上の経理的な面、その他運営にわたつてこれが査察を行わなきやならぬという場合もあり得ると思ふのです。それが不当ならば、行政訴訟ということもあり得るでありまゝしょうから、そういう場合には一体現行法以上のそういう査察というか、会計的な検査、調査というか、そういうものが必然に伴うように思われる、そういう点はどうのようによろしく考へてまいらうか。

○参考人(金沢良雄君) これを公法上の受益者負担的な考へ方で行くということになりますと、今お話になりましたような点につきましても、法律でそれを規定すれば可能であらうと思ひます。つまりそういうことをやること、憲法上の問題として主権の侵害にならぬということにはならない、いわば公共の利益のための主権の制限という形で、憲法上の問題としては可能であらうと思ひます。つまり公法上の受益者負担の特権というものを認めていくという立場を貫いていけば、立法でそれをおやりになれば特にその点については問題はない、要は立法政策上の問題にならうと思ひます。

も、立法上の見地からすればまたいろいろな事情もあるかと思ふが、要するに今この法案に対して積極的でない、まあ積極的な反対ということでもないと思ふが、いずれにせよ、法案に對してはこれが歓迎せられていない立場にあるように思われる。そして要するに電力会社はおおむねこの下流増の負担の側にあるのであるから、話し合いにまかしてければ、それは一年、三年、五年話し合つていけばいいのだ、話し合いがまとまるまでは出さなかつてもいいのだから、だからそれに反対するのだが、もしここに歯どめになる裁定なり何なりあると、そこに終止符を打たれるというやうなことが伝えられてゐるわけなんです。実際にこの法律なりがあると困る、今言われたやうな話し合いで解決するのですからとおっしゃるが、それはそれはいかぬだらうという反対論が実はあるわけなんです。つまりこれら点について一つ一つ論じていかなければならぬところまでまだできていないように思われるので、重ねてこの法律がなくても解決し得るということについて、具体的な何か一つ説明がありましたらこの際お述べいただきたい。

○参考人(松根崇一君) 今のお話、藤田さんからのお話ですが、話し合い、話し合いで何年もぶん流しておけば私どもでもいいぢやないかということも、われわれもそういう話を聞かぬではないのです、特に大事なる公益事業をやつておられます者の経営者の立場としてそういう不信用といひますか、ことを前提にしてこういうお話はどうもちよつと私も容れしかねるのですが、当然これはなるべく早く解決するということに両者がやれば、必ず解決すると思ひます。もし双方にそういう不まじめな考へ方があるならば、必ずやそれは社会から非常な私は糾弾を受けるのだと、法律上の問題でなく、必ず、ですからそういうものはできるだけ早い機会、もちろんこれは売り手、買い手の立場もありまゝしょう、出し手と取り手の立場はありまゝしょうが、必ずこれは解決する。これはたまたま下流増の問題で問題になつてゐるのです、ビジネスの世の中では、こういうことは日常にあることとございまして。話し合い、妥協といひますか、また話がつかぬ場合には、過去においてはそのケース、ケースの裁定人というやうなものを設けて解決をはかつてきとおるわけとございまして。従ひまして仲人を立てるといふこともありまゝしょう、それが今のお話のやうな、私わな意味において話し合いをぶん流すというやうなことはちよつと私は考へられない。またそういうことをやることももし九電力の方であつたとして、そういうことが九電力の利益になるかどうか、これは普通の常識で考へれば私にはわかることだと思ひます。御質問に對して當つてゐるかどうかしりませんが、率直な気持ちを私から申し上げました。

○藤田進君 この具体的な話になりまして、いろいろな影響があると思ひますが、要するに例がいかにか悪い例か別としまして、いい例がないので出して見ると、東北の、かりに電力管内、東北地帯は電力会社というよりも、福島県なり、今度の田子倉、奥只見等、開発されてくると、当然その地域における天然資源であるこれを開発することによつて、第一義的には当該地域のやはり福利の増進にこれがはね返つてこなければならぬという考へ方の人々は、下流増などということでなしに、そういうものは当該地域にやはりはね返すべきである、それが開発せられた発電電力を東京電力なり、東京なりこの管下で持つてくるといふことになれば、結局当該電源地域の人の犠牲において、恩恵をこうむるべきものが、それが恩恵をこうむらないで送電せられ、

〔理事阿具根登君退席、委員長着席〕

東京電力というか、あるいは関東地方というか、こういうところに、とんだところに利益が現れてくる、これはいけないという説があることは御承知だと思ひます。なるほど、そういう説も成り立つと思ふのであります、この点について電力におかれては、特に松根事務のところではこれらを包含せられた事業団になつておるわけで、いろいろな御意見もあつたかと思ひますが、そういう議論に對してはどういう御見解でございましょうか。

○参考人(松根崇一君) 大へん今のお話はむずかしいことなんでございまして、これは私の立場だけで申し上げることは非常にむずかしいと思ひますが、御質問の趣旨に当らんかもしれませんが、私はこういうふうな考へておられます。工場立地といひますか、産業の分散と申しますか、やはり電源地帯は安い電力が使えるという建前はとらるべきぢやないか、それによつて電源地帯の産業開発なり工場誘致なりが促進されるということは私ははけつこう

なことだと考えております。従いまして、そういう一つの大きな工場の分布計画といえますか、そういうようなものもおのずから大きな要因となつていかるべきじゃないかと考えております。

○藤田進君 この際、公益事業局長の方が適当だと思いますが、今の下流増負担をある社なり事業団なりがした場合に、この下流増の負担額というものは当然電気料金策定に關しては原価主義である以上その原価に含まれますが、どのように電気料金には、改訂の際、あるいはそのために改訂するようにするか、これは微々たるものだという説もあるけれども、しかし微々たるものでも論理的には問題で、これをどう消化されているのか、この点を……。

○政府委員(川上爲治君) 下の方の電気事業者の方で下流増を負担しまして上の方に返しました場合におきましては、上の卸の電気料金はその程度だけ安くなるということに考えております。

○藤田進君 だからこれは非常にむずかしいプラス・マイナスだと思つて、すね、下流増の受益ということで原価はうんと安くなる、ところがどうもこいつはこつちによこせと、こうなるわけで、東北電力なら東北電力がずいぶんこれは原価が安くなるということであるが、それがプラスの面だ、経営から言へば、東北電力は、ところが電源開発公社に受益者負担という下流増負担で返せばこれは今度マイナになる。そういうものは料金の計算のときには厳密に計算上原価主義の上に立つのかどうかということを開いてい

○政府委員(川上爲治君) 料金の計算の場合におきましては、下流増の問題につきましても十分検討しまして、どうしても原価の中に入れてしまつておくれの方としましては計算していくというふうに考えております。

○藤田進君 そうすると、その電気料金というものは、かなり大きな発電所が上流に数個できるとかいうようなことになる、その原因で原価計算というものを常にやっていたらなければならないことになりませんか。

○政府委員(川上爲治君) 電気料金そのものをしよつちゅういじるわけにはいきませんので、これは何年かに一ぺんということになります、その際におきましてその問題を検討してやるということになるわけでございます、発電所ができればすぐそれによつて下の方の下流受益についてのために下の方の料金を安くしていくという、うなことは今のところは考えておりません。

○藤田進君 藤井副総裁にちよつとお伺いたしておきますが、今の点です、ね、おそらくこれはほとんど国家財政でありますが、投資計算をせられる場合、発電所の建設原価等の場合、従来どうですか、下流増というものはやはり厳密に見込んでいたか、それともその点まだ未解決であるか、それともそういう影響の反応というものを考えないで、発電原価なり将来の償却なり、そういうことを考えていられる投資計算なるものを組み立てていたのか、どうなんですか。

○参考人(藤井崇治君) 電源開発公社ではまだそういう下流増を生ずるような発電所ができておりませんので、現在のことと申し上げるわけに参りませんが、私どもの計算といたしましては当然下流増あるべきことを計画の中に織り込んで、そういうふうなものを含んだ計画に沿つて立てております。

従つてそういうものは計算のうちに入つております。ちよつとこの問題は少しお尋ねの趣旨からはそれるかもしれませんが、私が、私も下流増の問題を今後関係業者と協定いたしまする場合にも、もちろん問題は下流増の部分だけでございます、下流増に關する限りはこれはもし下流増の負担なかりせば下流増部分だけは下流増の受益者がまるまるたまたまうけということになるのでありますから、今後下流増負担していただく場合におきましても、おそらくいかなる電力よりも安い料金といひますか、負担金で上流のダム建設費の方に戻してもらつたということになるのであります、これは先ほどいろいろお話に出ておりましたが、下流増自体のために料金は安くなる原因を与えるとも高くなる原因は絶対に与えない、かように考えております。

○藤田進君 まあこれはこの問題で、すでにできていなくてもその発電所を建設——開発にかかると、かかるのか、キロワット・アワー当りのくらの建設費がかかり、キロワット・アワーではどのくらのコストになるという計算が当然なされて開発に着手されていると思うのです。そういう場合の投資計算はどうかということをお尋ねしているのです、これはまあその点は調べればわかるが、これはまあい

います、この下流増負担について厳密にこれを言うならば非常にむずかしい問題があるかと思ひます。これは九電力側におかれても、あるいは公営その他の関係者におかれては論争的になると思はれるのは一元的な需給の調整なり、言いかえれば九電の操作なりということではなくて参りますと、全国が九つに、島は別としても本州が、かように七つに分れていて、このことになりまして、なかなか電氣的な、瞬間に物に移動ができる産業であります、こういう場合に一水系で二元的な状態、下流では今必要としないような、極端な例ですが、必要としないようなときに、ほとんど電源開発公社が特殊電力が何か卸さずでもせられて発生されても、案外下流では恩恵を受けてない場合もあるでしょう。時間がながいからこまかく申し上げませんが、貯水池の状況によつても必ずしも下流増としての受益の負担がない場合もあるし、また逆に多い場合もあるでしょうし、非常に流れの年間の調整なり、効率の運営という点について大きなやはり影響があるように思ふ。こういう点について電源開発公社の側におかれてはどのように今後この需給の調整、九電力の操作をお考えなのか。これに対して通産当局はどのように考えているか。下流増、下流増というが、水の流

れさえあれば下流で恩恵をこうむるかと言へば、非常に簡単にはいかならないと思ふ。非常によくわかりませんが、こういう場合は簡略にいたしますが、こういう場合はどうこれを把握するかという点がやはり金額の問題に直接問題となつて舞いてくる、かように思ふわけですから、この点の一つ意見を伺いたいと思

います。これは通産当局についても伺いたいと思ひます。

○参考人(藤井崇治君) ただいまのお尋ねでございますが、これは非常に大切なことで、私も、私も同一河川の運営が二業者以上に分れております場合に、もともとこの問題というものは水を有効に使おうということにあるのでございまして、か、いやしくもむだがないようにしなければならぬ。そこでそういう場合に下流なり、あるいは上流にむだをさせるようなことがあつてはいけませんのでありますから、その水系統別に運営委員会のようなものを作つて、そしてお互いに最も有効な使い方をするという方法をとりたいて思つております。現に佐久間の場合におきましては下流にはございませ

んが、上流に中部電力のこれは貯水池としては小さなものでございまして、むしろ調整池程度のものではございまして、御承知のように、平岡、泰阜両発電所がございまして、こういうものの運営については常に連絡をとつて水の流し方、そういうふうなものをにむだのないようにいたしておきます。将来できるであります、もちろん直接下流にありましても、もちろん直接下流ものは調整池のような役目はいたしますもので、田子倉、奥只見の放流は下流のすべての発電所に都合のいいように調整池として遺憾なくその機能を發揮できるように措置を講じたいと思つております。もちろんそれについては関係の会社と連絡と現地におき、協議委員会を作りまして現地において実際に即して一つの業者が運営するようにやりたいと思つております。これは極

端なことで、私も、私も同一河川の運営が二業者以上に分れております場合に、もともとこの問題というものは水を有効に使おうということにあるのでございまして、か、いやしくもむだがないようにしなければならぬ。そこでそういう場合に下流なり、あるいは上流にむだをさせるようなことがあつてはいけませんのでありますから、その水系統別に運営委員会のようなものを作つて、そしてお互いに最も有効な使い方をするという方法をとりたいて思つております。現に佐久間の場合におきましては下流にはございませ

んが、上流に中部電力のこれは貯水池としては小さなものでございまして、むしろ調整池程度のものではございまして、御承知のように、平岡、泰阜両発電所がございまして、こういうものの運営については常に連絡をとつて水の流し方、そういうふうなものをにむだのないようにいたしておきます。将来できるであります、もちろん直接下流にありましても、もちろん直接下流ものは調整池のような役目はいたしますもので、田子倉、奥只見の放流は下流のすべての発電所に都合のいいように調整池として遺憾なくその機能を發揮できるように措置を講じたいと思つております。もちろんそれについては関係の会社と連絡と現地におき、協議委員会を作りまして現地において実際に即して一つの業者が運営するようにやりたいと思つております。これは極

端に自分の会社本位にやるということ
は厳に慎まねばならぬということ
でございますが、私もいたし
ては遺憾のないような措置を講ずるつ
もりでございます。

○政府委員(川上爲治君) 今の問題に
つきましては、衆議院の商工委員会に
おきましては、同じような御意見もあり
ましたので、私の方としましては現在
法律的には発電用高堰堤規則でありま
したか、これによりまして若干そうい
うような調整ができるような形になっ
ておりますけれども、これでも非常に
不備な点がありますので、この問題に
つきましては行政的には今電気の副総
裁からお話がありましたように、現地
におきまして何か委員会でも作りまし
てそこで一つ公平な需給なり調整がで
きるような措置を講じたいというふう
に考えておりますが、その運営につい
て公平に公正に行けるようにしたいと
考えておりますが、電気事業法の改正
等に当りましてはその点十分考えまし
て、場合によりましては法律によつて
そういう措置が十分とれるようなこと
を考えていきたいと思います。

○藤田進君 この点は私は最後にいた
したいと思ひます。他の委員も質問が
あるから、要するに下流の貯水池はも
うほとんど底をついて、極端な例
ですがそういうことがあるのですから
ね。ところが相当な降雨量があったと
いう場合に、上流貯水池で貯水せられ
ることはこれは当然でしょうが、そう
いう場合にあとから、水が流れたのだ
から下流増と言われても、放っておけ
ば、堰堤がなければ、下流の貯水池で
は洪水するし、その場合には下流増に
はならないという場合もありましょ

うし、下流貯水池がおおむね満水のよう
な場合に、そういう場合には上流で相
当に貯水せられることによつてこれは
下流増ということが文字通り成り立つ
てしまうけれども……、また電気のよ
うな場合に頭が二つでそれを話し合ひ
で一つにまとめてどうのこうの言つて
も一水系の論議では範圍が狭い。藤井
さんが言われるように、東北の例を
とつても猪苗代はどうとうたる洪水状
態、あるいは他の地域で合様な場合な
ど、非常に範圍が広いわけですから、
縦に長い日本の本州でありますから、
水系別よりもやはり全体としての調整
ということが必要でありましょ。そ
れらのいろいろなファクターが加わつ
て能率的、効率的な運営ということが
論じられなければならない、こういう
点は一つ国家のための電気事業とし
て、政府自体がいまだに申しわけない
けれども方針がきまつていないといふ
のだからこれはどうにもならない。意
慢を責めてみたつて仕方ないけれど
も、業界におかれても一つこういう点
はもつと将来開発が進むにつれて能率
的な運営という点に要請せられてくる
と思ひます。御検討いただきたいとい
うことを要望いたしまして私は質問を
終ります。

○白川一雄君 この下流増の法案を審
議してある途中考えさせられることは
電源開発公社の事業の性格というもの
が明確でないというところにある
のじゃないかという感じがしてなら
ないのでありますが、この点大臣にお
尋ねいたしたいのでありますが、私ど
もの考えておるのは電源開発公社が発
足したというのは終戦後非常に経済の
混乱しておるときに一日も早く産業の

復興をはかろうという目的で電源を開
発するためにこの開発公社というもの
が国の金で促進するためにできたもの
と考えておるのでありますが、だんだ
ん戦後十年以上たちまして経済界も落
ちついてくればそのときと事情が變つ
てきておるのじゃないか。ですから下
流増の問題も電源開発公社が建設した
電力の設備をおのおのその地方々々の
電力会社にこれを引き渡していくとい
うことになれば、下流増という問題な
りそういうめんどういことはちつとも起
らないのじゃないかということを考え
ますと、電源開発公社が本来の使命か
ら他の使命の方に入りつつあるため
にこういう混乱が起りつつあるのじゃ
ないかという感じが非常に強くなるので
ございまして、大体過去十年間の電力界
の経緯を考えましても非常な變化を來
たしておるので、しかも最近賠償
等の問題から海外における電源開発と
いうような事例も起つておること
から考えれば、電源開発公社の大きな
使命がまた一つ新たに生まれつつある
のじゃないかという点を考えてま
すと、結局現在の電源開発公社がやろ
うとしておること、そこに電力界の混
乱の根源があるようにも感ぜられる節
があるのをごさいます。そういう点
については大臣の方のお考えはどうい
うお考えでいらっしゃるか、お伺いた
します。

○國務大臣(石橋湛山君) 先ほども
ちょっと申し上げましたように、実は
電源開発株式会社の今後の性格をどう
するかということについてはただいま
検討もしくは考慮中でありまして、ま
だ決定しておりません。これは私も詳し
いことは知りませんが、まああの例の日
発は戦時中できたものでありますが、
あれ以前にもずいぶん長い間日本の電
力はどういう経営をするか、全国一休
にしてしまふ方がいい、少くとも送電
線だけは一つの公営事業か何かにして
國家的にやるといふような説もあり種
種もんできたのであります。今日でも
やはり日本の電力の問題はなるほど開
発公社は第一義の目的は開発にあるの
であります。しかし開発したらお話
のようにその開発した電源はもうそれ
その会社に所屬さしてしまつて開発
公社は引込んでよろしいか、それと
もやはり一つの融通会社といひます
か、全国的な融通会社としてこういう
ものが日本として必要なのかというこ
とはこれは非常に大問題でありまし
て、できるだけ早急に決定しなければ
ならぬ問題であります。実はその決
定をするまでには相當の研究を要しま
すので、その点を今いろいろの意見も
聞き研究もいたしております。で、そ
う長くほうつてはおけませんから、電
気事業法のあの全体の電気事業として
の経営の方法につきましても次の通常
国会、あるいは少くともできるだけ早
い機会において一つ国会の御審議をわ
ずらわしたいと思つております。それ
までには一つ各方面の御意見を聞いて
決定したいと、かように考えており
ます。

○白川一雄君 私どもは電源開発公社
の仕事が全然要らないというのではな
いので、單に電力のことだけ考えるの
でなくして、治山治水等も考えてやら
なければいけないような開発、また電
力会社で手のつけにくいというような
ところの開発等はおのずからやらな
ければいかんものだろうと思ひます。け
れども、一たび電力が出るようになって
しまつたものをいつまでも持つてい
て、それを売るのだということでは電
力会社を兼營するような形になることは
産業界の簡素化という意味においても
非常に考えるべきところでないかとい
うように考えますので、この点は一つ
当局で一日も早く成案を出していただ
きたいというように特に熱望しておき
たいと思ひます。

それから松根専務理事にお尋ねいた
したいのでありますが、湯水準備金の
ことではありますが、湯水準備金はた
だいま二百億からあるそうでございます
が、大抵湯水のときは従来石炭を使つ
て火力発電を使うとそれは高くつくか
ら、湯水準備金というものを必要とし
たように考えておるのでございませ
んが、最近新鋭火力というものができ
て、むしろ水力よりも火力の方が安い
のだということになってきますと、湯
水準備金というものは極端に言へば要ら
ないといふことが言えるのではないかと
いうように考えるので、むしろ要らな
いと思へば、従来湯水準備金としての
けておつただけのものは電力を安くす
るといふふうに向けるべきでないかと
いう感じがするものであります。その
点お聞かせ願ひたいのであります。

○参考人(松根泉二君) 湯水準備金の
問題に關連いたしまして、水力が安い
か火力が安いというお話のようであ
ります。この湯水準備金というものは
従来でござつております水力の水が異
常に少くなつてそのために余分に石炭
をたかなければいけないという場合に
起る問題でございまして、水力もす
でにござつておる火力の問題で
ございまして、豊水の場合にたかな

かつた石炭を準備としてとっておくということになりまして、今の水力よりも火力の方が新鋭火力で安くなったという議論とちょっと私は議論が違うと存じます。

それからなぜそんなにたくさん湯水準備金ができたかと申しますと、これは御承知のように非常にこの一兩年湯水が続きましてこれが原因なんでありまして、それでは一体そういうものは料金として返還したらいけないかというお話、これも一応わかるのであります。電氣料金というものはそれじゃ湯水準備金がたくさんあったから下げる、今度は非常に湯水になったから上げるという、こういうふうな電氣料金のきめ方の問題はこういう基礎産業であるだけになるべく安定した料金でいくということが私はほかの物価と違つて大事じゃないか、こういう料金政策が必要であり、そういう意味で立てられておると存するのであります。が、ですから湯水準備金というものは長い間に結局需用家に返つてくるのだという形が今とられていくわけでございます。

言いかえますと、それだけの二百億なら二百億のお金が無利子で建設費に入つて参ります。従いましてだんだん水力にしましても火力にしましても建設費が高くなつてきてそれで料金が上がるのだということが、今日上げなくていつにいつに上がることは、そういう一つの湯水による湯水準備金その他の内部保留というものが計算上作用して参りまして原価の高騰を非常に押えている、こういう状態にあると思ひます。前から電力を開発するとだんだん原価が上がる、とりあえずそういう素朴な議論が見られておつたのですが、

そういうふうな非常な湯水、あるいは企業努力、そういうものによつて出てきました社内保留の威力によりましてこの値上げをしなくて済んでいく、原価があまり上らないでいつにいつに上がるのは、一つにそういうものが、もちろん各社の企業努力もございまして、社内保留というものが非常に私は力をしていて存するのであります。従いまして電氣料金をもうかつたから下げると、あるいはそういうこととは逆に湯水がきたから上げるというふうな非常にフラクチュエートする料金をきめるといふよりは長い間にそれを需用家に還元していく、返すという建前で料金を安定させていくということがいいんじゃないか、こういうふうな考へております。

○海野三朗君 電源開発の藤井さんにお伺いいたしますが、新聞を見ますと佐久間ダムについては暗影云々ということが新聞に書かれておりますが、また衆議院の商工委員会においても小坂総裁を証人として呼ぶ際に与党の方からこれに横やりを入れたというふうな記事を新聞で見ているのであります。その根本はつまり間組が三度値上げを要求したということのようでありまして、その辺の消息はいかがなつていられるものでございませうか。

○参考人(藤井崇治君) 新聞記事のお話が出ましたが、私も新聞記事はちよつと読んでおりますが、どうもどういふことが書かれていられるのか、頭が悪いせいかもしれません、よく私もにはわからないのでございまして……それから総裁が衆議院の方に——あれは決算委員会にございませんでしょうか——おいでになつたようですが、

何か御都合で決算委員会の方がその日はお取りやめになつたように承わつております。

佐久間の、今間組の話がございまして、これは現地で工事が進むにつれて、契約に基いていろいろその金額の支払いをいたさなければならぬもので、そういうことで現地の建設所長と業者との間に数量等についてこれは事務的な取引をやつていけることは当然のこととございまして、そういう点でまだこまかい結論が私の方に報告が参つておりません。これはもちろんそういうものは契約の条項に従ひまして掘さく量がふえるとか、あるいはコンクリートの量がふえるとかいうことによつて支払うのでございまして、現地の建設所で処理する事項になつております。そういうことを事務的に処理する過程にあると思ひますので、何かそれに対しての誤解があるのじゃないかと思ひます。ございまして、どうも私どもには、事務的にやつていけることであつて、それ以上のことに對してははつきりしたことがわからないわけでございます。

○海野三朗君 三度も値上げを要求してきたので、その初めの値上げです、ね、そういうものの値上げを要求してきたのは物価が高くなつた、あるいは材料がよけいに要つたからと言つて値上げを要求してきていられる。そういうこととまでございませうか。値上げを要求してきておられますか。あなた副総裁としてそんなことを御承知ないのであつたか。

○参考人(藤井崇治君) 値上げの要求はしてきていないと思ひます。

○海野三朗君 それではお伺いいたし

ますが、一番初めは何億で、佐久間の発電所は請け負せたのであります。○参考人(藤井崇治君) 佐久間発電所の工事費の問題でございませうか。

○海野三朗君 そうです。

○参考人(藤井崇治君) これにつきまして一言御説明申し上げます。佐久間の工事費は当初の予算に比しまして百三十億に近しい超過となる見込みでございまして、それはどういふわけかと申しますと、当初の予算を作りましたときに、これは非常に単期完成を急がれて、要望されましたために、最終設計に必要な水利実験等が完了しないうちに予算が組まれたもののように入存するのでございまして、もちろんこれは会社ができました当時のことでございまして、詳しい資料がございませぬ。私も就任いたしましたときにさつそくその問題がやはり予算の問題でございまして、非常に慎重にこれは調べましたが、こまかい資料はないのでございまして、そこで私は就任當時いろいろ予算を検討いたしました結果、すでに当時九十億ばかりの予算超過を必要とするということがわかつたのでございまして、その後二十九年十一月、ちよつと私も就任いたしました。その二十九年の七月でございまして、十一月に水利実験が完了いたしました、その結果コンクリートが増加するといふことがわかつたのであります。なお飯田線のつけかえを當時やつておつたのであります。ここは非常に大きな断面がございまして、地質が極端に悪い、そのために設計変更する必要があるということがわかつたのであります。なお同じ年の十二月には岩盤の掘さくが一応終りまして、その

結算非常に岩質の悪い部分を取りのかなければならぬために掘さく量が相当ふえる、コンクリートの打設量も相当ふえるといふことがわかつたのでございまして、かようなわけで大体当初の予算よりも相当これは金がかつていくといふことがわかつたのであります。で、当初の予算を作つたときには堰堤の本格的設計はまだできていなかったもののようでありまして、もちろん当時御承知のように佐久間の工事につきましては大規模なアメリカ式の機械を日本で最初に採用したのであります。が、この本格的機械化工法による見積りにつきましては、日会の大手筋の業者といへども全然経験もございませぬ、従つて単独で見積りをするこ

とができなかつたもののようでございます。かような状態でありまして、予算の基礎数字を構成したと思ひます。前の水利権者は本格的に機械化工法によつてこの工事をやるという数字を作つておられます。従いましてそれを引き継いだ書類はただ昔流の規模の小さい、しかも昔流の機械を使わない工法によつてやるということになつておつたやうであります。しかしこの予算の超過の現実これはもう現実問題といたしまして問題がないのでござい

ますから、私もはしさいにこれを検討いたしました結果、一応の事情が判明できたのであります。すなわち直接工事費の増加率が約十七%になるのであります。もつともこの増加の中には機械化工法の採用によつて必要になりました外国の技術援助費があらはるが、それが一億四千万を含まれておるのであります。そういうものを含めまして十七%ばかりの増加となつ

たのであります。しかしこの予算の超過の現実これはもう現実問題といたしまして問題がないのでござい

ますから、私もはしさいにこれを検討いたしました結果、一応の事情が判明できたのであります。すなわち直接工事費の増加率が約十七%になるのであります。もつともこの増加の中には機械化工法の採用によつて必要になりました外国の技術援助費があらはるが、それが一億四千万を含まれておるのであります。そういうものを含めまして十七%ばかりの増加となつ

たのであります。しかしこの予算の超過の現実これはもう現実問題といたしまして問題がないのでござい

ておるのであります。もし十一億円ばかりの技術援助費を除きますれば、これは一％ばかりの増加になるのであります。また従来これはひとり電力開発公社ばかりでございまして、水力発電工事のすべての電気会社これに共通したことでございまして、水力発電工事は工事の進行するにつれて、岩盤その他の状況によりましてこの程度の速算はこれは免れないのが実情であるようにございまして。その他の経費のおもな増加部分は、機械化工法の採用に基づく増加が大体金額にいたして四十三億円でございまして。それから補償費等を含めまして水利権、あるいは用地の買収といったようなものの当初予算よりも増加したものが三十二億円でございまして。それから国鉄の先ほど申しましたようなつけかえ等のために予算よりも増加したものの三十七億円ばかりのものが増加いたしておるのであります。機械化工法の採用によりまして四十三億円超過いたしましたことは、新工法によらなければもうこの工事は結局これは不可能なのであります。ああいうふうな非常に狭い所で、しかも砂れき層の非常に深い上に、その砂れき層は、現地をこらんと下さればおわかりになりますと思ひますが、非常に大きな岩石を含んだところの砂れき層が深い。従来日本ではそんな深い砂れき層を処理したことがないというふうなことを考えまして、雨季と雨季との間に勝負をつけなければなりません。水力発電工事におきましては、どうしても機械化法によらざるを得なかったでございまして、そういうことを考えて、またああいうふうな画期的な機械化をやったということに

よりまして、日本の土木工事に新しい一時期を画したといわゆるくらいな新しい技術を獲得したこと、それから昔のようないくつかの点、どんなにいたしましても五年や十年はかかるのでございまして、佐久間が幸いにして予定通り、予定よりも若干早くいらいでございまして、大体三年で営業できるように——完成はいたしておりませんが営業できるような状態に持ってきたのであります。そういうことを考えますと、二年間金利を節約し、二年間これで働いて収入をあげるといふようなことを考えますと、機械化工法を採用したことののために費用がよけいにかかったということ、十分これを償い得て余りあると思うのであります。そしてその次に水利及び補償費の増加の中で公共補償費的なものが大体十六億に達しておるのであります。これは将来大いに私も考えなければならぬ問題かと思うのであります。この公共補償費の中で全然当初の予算に計上していなかったような、新しい治水であります、洪水の両岸に道路を作ったのであります。そういうことのために相当の金額が、十六億ばかりのものがふえておるのであります。当初これはなかったものであります。その他国鉄関係の増のうち、先ほど申しましたように地質の不良によりまして十三億ばかりのものが、これは避けがたい増加になっておるのであります。で、国鉄の補償費は非常に高いように思ひますが、これは地質が悪いために設計変更になった部分を除きますと、あれだけトンネルの長い、あれだけの区間の間に、日本で四番目と九番目のトンネルがあるのであります。

して、トンネルと橋梁とが大体全体の約六割五分を占めておる、そういうような地点におきまして一キロ当りの工費が二億三千万円ばかりになります。これはまあ高価な高いものではなないと思ひます。要するに佐久間の予算超過は、準備が十分整わないにかかわらず当時のわが国の諸情勢から至急に開発しなければならぬというところを要請されましたために、予算が、十分なる予算を、十分な準備の上に組まれていなかったためにふえたのであります。別にその他私ども検討いたしました結果、不当なものはないように存じております。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと申し上げますけれども、松根参考人は一時ご帰りたいというお話でございまして、ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を起して下さい。

それでは先ほど申しましたけれども、一時にお帰りになりたいという方が多数でございまして、できるだけの質問は簡単に集約的に下流増の問題に限って四方の……。

○山川良一君 それでは松根専務理事にお伺いしますが、先ほどの下流増利益者負担の法制化の必要はないのであらうか。というのは、もうあった方がいいとお考えになるのか、ない方がいいとお考えになるのか、その点を一つ……。

○参考人(松根宗一君) 私今まで申し上げましたことは、ない方がいいというところを申し上げておるわけでござい

○山川良一君 それではですね、先ほど話し合いが進まん場合にはですね、社会というものが許さないからそんな心配はないというお話でしたが、私は各電力会社の場合にはそのサービスがすべき発電地区の世論というものが一番重視すべきであるし、されるであらうと思ひます。そうしますと、その話し合いを進める過程において、この地区で、今度は負担される側の方の地区でいろいろの猛烈な反対が起るという、やはり話し合いを進める場合ですね、それが問題になってですね、やはり法制化されておる場合よりも、ない方が話し合いに困難ではないかと思ひますが、それはどうお考えになりますか。

○参考人(松根宗一君) 私はそういうことは、それはいろいろ各地区、各業者の利害関係はあると思うのでございましてけれどもですね、それじゃ法制化したからといってそういう問題が私は解決しないと思ひます、この程度の話では、ですからむしろ私の考え方は実際にいろいろ折衝をしてみても、どうしてどうしても工合が悪いと、あるいは話し合いだけで一つのルールができるのじゃないか、話し合いのルールというものが、そうすればそういう必要はないのではないかと、どうしてもいかに場合を作ってもおそくはないのではないかと。こういう意味で申し上げた。

○山川良一君 それでは私のところに陳情書やら請願書が来てるわけでありまして、それに具体的に申し上げますが、東北地区全体の自治体と申しますか、から法制化の反対がきておるんですね、内容は申しませんが、こういうのは、法制化されておると今のような話し

し合いの時分に何ら不利をこうむるという考えがなければ、この反対はないであらうと思ひます。この反対があるというところはやはり話し合いの場合にですね、法制化せられない方がその地区として有利になるという考えがあつてこういう陳情がくるのじゃないかと思ひます。あなた自治体の代表ではありませんが、私も、いずれ各電力会社の各地区の事情をおわかりでしょうから、もしおわかりでしたらば今私が懸念しております、その地区が法制化を反対しておるというところは、逆に今度法制化されないうという、あとの話し合いが困難になるであらうというところを私は懸念するんであります。その点はどうでございましょうか。

○参考人(松根宗一君) 今の東北地区の陳情と承知しておりますが、これは東北は東北の特殊な事情といたしまして、あの地区を産業的にもっと開発しなければならぬという一つの要望でございまして、原則的なこの広い法制化の問題とはちよつと問題は別のように考えますが、法制化しなくてももしもその問題は別の東北地区の特別の事情のように私は承知しております。

○山川良一君 私は意見になりますから、これ以上申し上げませんが、一つ御研究願ひたいのは、法制化されても私は何ら悪いことはないと思ひます。それは法制化そのものに反対をされるのか、その点はもう少し電力会社側としても御検討願つて、あとの話し合いが法制化される場合と、しない場合と、どちらがうまくいくかという御検討を願ひたいという勝手な希望を申し上げて終わります。

○海野三期君 先ほど藤井さんからいろいろお話がありましたけれどもね、この間組がダム工事四十二億八千万円で引き受けたものを、これをあとから九十二億に値上げしろと、これは地層がどうかとか、こうだとか、あるあなたが話になりましたが、土木屋がそんなことわからんで引き受けたのですか。四十二億八千万円、それを

わからんでまたあなたの方ではそれをやらせなすったのですか。この九十二億六千万円を要求してきている。その次には八十六億三千万円を要求してきておる。今度は嘆願金を加えて八十億二千万円と要求してきておる。時期を過ぎて要求してあるが、あなたはそれは当然であると唯々諾々としておっしゃる様に私は思う。国費をこいうふうなところにずさんなお考えで使われては、私はこの下流増の問題も大問題があると思うのです。もう一度御答弁をお願いします。

○参考人(藤井治君) ちょっと、ただいまの海野先生の御趣旨が私にはよくのみなめないのでございますが、先ほど申しましたように、まだ業者から会社の方にだけだけにしてくれというふうなあれは正式に要求はきておりません。先ほど申しましたように、これは現在事務的に現地の所長は、会社のりっぱな理事をしておりますが、それといろいろ折衝をしておるのであります。あるいは掘さく料について、何立方メートルとか、あるいはコンクリートがどうかとか、こういうふうないろいろな計算をし、あるいは機械を貸しておりますから機械の賃賃料についてどうだといったような計算についていろいろ折衝しておるかもしれま

せんが、先ほどおっしゃったようなことがあるいは出てくるかもしれない、これは私がまだそういうことの報告を受けておりませんから、そういう数字はあったかないか知りませんが、あるいはあったかもしれない。これは現地の所長に聞いてみなければわかりません。所長といえどもそういうことを一報告すべき筋合いのものではないのでございまして、こういう種類の問題は現地の者がそれぞれ担当して事実即して事務的に打ち合せる以外に処理の方法はないのでございまして、その点を御了承願ひまして、われわれが見のがしておるとか見のがさないとか、そういう段階ではないのでございまして、その点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○栗山良夫君 簡単に、二、三お伺ひいたします。第一に下流増のねらつておりますところは、電源開発会社が行う発電所の開発につきまして発生する電力の単価というものを少しでも引き下げたい、こういうのが一つのねらいであると思ひますのであります。その限りにおいては、その受益の地点がその一部を負担するということは好ましいことだと僕は考えますが、問題はただいまの開発会社が発電単価を下げるということについては、今申しました下流増の問題も一つの考であるが、もっと重要なことは開発会社の内部におけるところの工事そのものによつてどれだけ単価を引き下げ得るか、そういう積極的な努力が行われているかどうかというところに私は問題があると思ひます。それで今藤井さんのお話を聞いておきますと、佐久間においても非常に短期間に、しかも非常に

誠実に工事を進めてきたと、こういうことを言われますが、私どもが今まで開発会社ができてからずっとながめておきます経験によると、たとえば補償費のときにきましても、かつてわれわれが戦争の前から経験しておった補償費の支出の額と、あるいはその金工費に對して占めております率、そういうものと比較してみますと、はなはだしくこれは放漫になつておる。たとえば御母衣の発電における補償費の問題につきましてもあなたが御承知の通り、また佐久間においても御存じの通り、そういうような一補償費をとつてみましても放漫な支出というものをしておる。そして発電所の建設に伴う発電単価が下らないということについては、国民として納得し得ないものがある。こういうふうに私は考えますが、その点はどう理解されておるか。

○参考人(藤井治君) 御承知のように、もちろんこの電源開発の工事は国家資金によつてまかなつておりますので、できるだけこれは資金を効率的に、有効に使い、合理化をして発電原価を下げるよう努力をしなければならぬのはもちろんであります。私ども不敏ではございますが、できるだけように努力をいたしておるつもりでございます。設計の面におきまして、私も、私ども一応この審議会できまりました案に對しては、まだ着工いたします前に、さらに設計変更をした場合には着工いたしました途上においても、これが簡単に設計変更によつて単価を切り下げることができる場合におきましては、できるだけきよいな措置をとつておるつもりでございます。これはまだ審議会の議を経ておりませんけれども、先ほど来ちよいちい話に出ておりました、御母衣にして、奥只見にいたしまして、従来の計画よりもあるいは地下発電にするとか、あるいはピークの時間を少し短縮するとか、いろいろの方法で出力の増加を計画しております。御母衣についても同様でございます。のみならず、工期の短縮も何とかしてやろうという考えで鋭意努力しておるやうなわけがあります。先ほど用地の補償問題が出ましたが、なるほど用地には高いとお考えになる面があるかもしれせんが、これは私もできるだけ安く用地を買収するように努力いたしておりますが、なかなか用地の問題は相手のあるわけでございますし、しかも簡単にいきませんので、関係の省、特に用地問題に関係の深い建設省、あるいは国鉄も参考にいたしますが、その他、企画庁、大蔵省、通産省というような関係省とも十分相談いたしました。一定の基準をきめて、実は用地の問題については買われる人の立場から言へば不満もございまして、事情を訴えて安くしてもらつたような努力をしておるのであります。個人補償の問題につきましては、その不当な買ひ方はしてないつもりでございます。ただ補償費全体としてふえておりますのは、先ほど申しましたように、当初の計画に載つてないところの補償費があつたから出て参り、佐久間の例をとつて申しますと、あの湖岸に、長野、愛知、静岡にまたがった県道でございますが、そういうものを作る。そのため

に十億近い金を支出しなければならな

いといったことがあり、そういう面で補償費全体としてはふえておりますけれども、個人補償については被補償者はいろいろ文句を言います。安んずる。こういう方面で申しかりをこうむる場合があるわけでありまして、事情を訴えて先ほど申しましたように安くしていただいてやつてきておるわけでございますが、なお今後といえども御趣旨によりまして、これはできるだけ安くするように努力をするつもりでございます。

○栗山良夫君 今の藤井副総裁のお話を聞いておきますと、非常に合理的に、しかも低廉に行われておるやうに言われておりますが、きょうは時間がありませんから、私は内容に就いて具体的にのものは触れませんが、すでに国会においても今の問題は取り上げられて指摘されたことがあることは、あなたも御存じだと思います。現に御母衣の用地買ひ取りの問題なんかはきわめて不始末な状態にあつたことは、もう国会において指摘された通りであります。従つてそういうことが電力単価の引き下げに逆行するやうなことがあつてはいけないというのを私は言つておるのであつて、現在までに、これからのことは知りませんが、現在までに電源開発会社ができてから行われて参りました工事費の投入の問題については、まだまだ私はしほるべき点がたくさんある、相当乱費にわたつた点も私は指摘するのをやぶさかでありませう。そういう点を十分認められて、そして今後開発の仕事に従事せられかし今まではちつとも間違つていなかった、今までの態度でやつてよろしい

と、こういうことならば、われわれは大いにまた議論を戦わせなければならぬ。その考え方というものを一ぺんここで明らかにしておいてもらいたい。

○参考人(藤井崇治君) 御趣旨ごもっともで、もちろん今まで慎しんできたつもりではございますが、それはもちろん省みて悪いところがあれば、どしどしこれは改めなければなりませんし、現にまた私どもの方でも、自分でそういうことの監査をして、悪いところは改めようというので努力いたしておりますが、なお御趣旨にもございまして、これはもうしごく当然なこととでございますので、私どもそういうことは特に気をつけて冗費の節約をはかり、なるべく資金効率の上昇に努力いたして参りたいと思います。

○栗山良夫君 次に、次の問題でちょっとお尋ねしたいと思ひます。先ほど海野君の質問の中で、佐久間の工事のことですが、工事費の値上げの要求がなかったというところをおっしゃったのでありますが、僕は先に要求があるとは別として、あるいは本社にあったなかつたは別といたしまして、電源開発会社として、その開発会社のどこかの機関にそういう要求があつたかと思ふたかというところが私は問題だと思ふのです。ましてや、現地にあつたかもしないが、本社の副總裁は知らない、こうおっしゃいますけれども、小くとも四十億という工事費を九十億に引き上げてくれといううような、そういう大きな電源開発会社にとりましては非常に重要な問題について、一現地の所長が自分だけの裁量で今日まで一年近くも擧げておる、

あたためておるということは絶対にないと思ひます。必ず私は副總裁なり總裁の耳に入つておる、こういう工合に思ふので、そういうことは企業を経営いたした御経験のある藤井さんでも、十分御理解いただけることであるし、われわれも過去のいろいろな経験から、そういうことを最高責任者に伝えたいというわけは全然ないわけでありまして、そういうありきたりの形式的な御答弁でなくて、真実のところを一つ述べていただきたいと思ふ。

それで、なぜ私はそういうことを申し上げますかと申しますと、この問題は、たゞいま政府内部にある綱紀粛正の問題にからんで非常に疑惑を投げておる一つの問題点であります。特に衆議院におきましては、小坂副總裁みずから出て、その間を明らかにしようと言つておられるのに、自民党の方ではいろいろ理由をつけて発言の機会を与えなかつたというところで、ますます疑惑を深めておるわけでありまして、従つて藤井副總裁としてはちよいといひ機会でありまして、簡単にけつこうでありますから、私の問いに率直に答えていただきたいと思ふのです。

その第一は、昨年の春九十二億六千五百万円という値上げを第一回開組が要求した、それが開発会社の方で拒否をせられた。第二回は、三十年の七月ごろに八十六億三千三百万円という値上げを要求した、これも拒否をせられた。そこで第三回目として、昨年の十月に七十九億八千五百万円、それにもう一つ嘆願金として三億五千八百万円、締めて八十三億四千三百万円というものを要求した。ところが、これについて、たゞいまの工事量の点、その

他理屈に合うものは認めよう、電源開発会社では七十何億円であつたならば大體合理的ではないかという動きがあるというところが新聞で報道されておる。この裏面のことにについては週刊朝日でありましたか、サンデー毎日でありましたか、中古バックカード・エンジンの問題を取り上げましたときに、これを究明にその記事の中に報道をせられ、多くの国民が疑惑をもつて見ておると思ふ。特に問題になりますことは、これらの値上げの問題について、自民党の幹部が小坂副總裁に会つて、藤井副總裁が某氏に呼ばれて、そういう意向を受けたということがはつきり載つておるのであります。しかもそういう問題については、残念ながら今日まで責任から一向に説明が行われていないわけでありまして、従つてだんだんと、最初のうちは自由党の某幹部などという抽象的な名前でありました、最近の新聞を見ますという、堂々と一人は、小坂副總裁に会つたのは大野伴陸である、それから藤井副總裁に会つたのは、呼ばれたのは三木武吉であるということまで書いておる。しかしこの点のことはきよう一つ否定なさうと肯定なさうと、それは御自由であります。おそらく国会もさらにこの問題を取り上げていくのでありましようが、一つ御答弁を願つておきたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 松根さんがぜひともお帰りになりたいという重ねての御希望でございます。帰つてよろしゅうございませうか。

○古池信三君 私はちよつと……、下流増の問題をきようは中心にしてやる

というさっきの審議の方針であつたのです。それで下流増の問題について私は質問があるのですけれども、それがだいたい直接下流増じゃない方の質問がされておるようでありますから、これはもう少し方針通りの御質問したい。質問があるのです。

○委員長(松澤兼人君) それじゃ今、藤井参考人から栗山君の質問に対して答えていただきまして、それから古池君に発言していただきます。

○参考人(藤井崇治君) 先ほど来しばしば申しますように、値上げというふうにおっしゃいましたが、値上げ要求というものは、私もまだ受けておりません。これははつきり申し上げてよろしいと思ひます。ただ現地におきましては、それは請負人から言えば、よけい金をもらいたいでありますし、いろいろな数字を出しまして、それを払う方から言えば、そんな契約のものにのつたらぬで、契約の条項にないものを払うわけに行きませんから、そういう点のネゴシエーションすることは当りまえであります。これはいきなりそういう問題をわれわれ最高の責任者が出てこようとおつたら、結局会社が出たにきまつておるものでありますから、そういうふうな現実の工事費関係の問題は、現地にまかす以外に私は方法はないのじやないかと思つておるのであります。

なお嘆願金というお話でございますが、嘆願金の問題は、私は承知いたしております。しかしこれはどういう趣旨のものであるか知りませんが、一応中身を見て契約条項に照らし合うべきものかどうかということを見て措置する以外に方法がないと思つております。

するが、本社に対して嘆願金の要求なんかというのはきておりません。だからそれは何か非公式の話では出たかも知れませんが、それは私どもが承知していないというところを一つ御了解願ひたいと存じます。

なお先ほど小坂副總裁が大野伴陸先生と会つたというお話がありました。これは私は存じません。おそらくそれは總裁が会えば、会つたとおっしゃると思いますが、おっしゃらないところをみると、そういうことはないのであるかと思ひます。それから私が三木先生に呼ばれた、そういうことは断じてございませぬから、この点は何かの誤伝ではないかと存じます。ただ、こういうことはありました。これはときどきそういう問題が出る、何か問題があるのかというところは、一、二度いろいろな会合で、それは政治家でない人から、聞かれることはありますから、こういうような問題は、事務的に処理する以外に方法がないのだ、だから政治的問題にはなりつ……、ためにする人はそれはやるかもしれないが、なりつこないであります。私もはもう契約条項に従つてすつぱり行つたつもりで、こういうふうには答へたことが一、二あると思ひますが、先ほどのようなことは、私に関する限りはございませぬから、この点は一つ御了承を願ひたいと存じます。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと古池君が松根さんに質問したいとおっしゃいますから……。

○古池信三君 松根参考人にちよつとお尋ねをいたします。

きようはお帰りをお急ぎのようであ

りますから、ごく簡単にお尋ねいたしますが、電気事業連合会として先ほど御意見を御発表になったのでありますから、それはそれでけっこうだと存じまして、電気事業連合会を構成してある各電気事業者の首脳部はそれぞれやはりこの問題については多少ずつでも考えが違っておるんじゃないかと思うのですが、これについて十分御協議をなさって意見が統一したのかどうか、あるいは各社の間に今でも意見が食い違っておるのかどうか、そういう点についてちょっとお尋ねしたい。

○参考人(松根宗一君) 各社間の下流増の法制化に対する考え方は今私が大体申し上げたようなことでございまして、さつきから申し上げておるようなことと、理屈に合ったことだと思ふ。ただ法制化することの必要はないんじゃないか。繰り返して申しますが、一応折衝してみても、どうしてもいかにぬ場合には、法律化してもいいんじゃないかという考え方は一致しておりません。

○古池信三君 それからこの法案にありましますように、今度は下流増によって利益を受ける関係者は、その工費の負担を利益の割合に応じて分担するようによい協議をする、こういう建前になっております。従って先ほどの御発言にもありますように、これは従来からまたたびこれに類似した例はあるし、そのつどお互いが協議をしていく、これはもう事ビジネスであるから十分解決はつくものだと思ふ、こういうお話で、私も大体そういうふうな考えでおるのですが、昔と違ってこれから起る問題は相当幅も広く、利益の額

からいっても大きくなつていきますから、ときには容易にまともな場合も予想されると思ふのです。そういうような、どうしても業者の協議でまともな場合は、この場合にはそれを政府が裁定するというようなことは書いてございませぬ、従つてその際には業者としてはどういふことをお考えになるのか、たとえば松根さんもよく御承知のように、昔はよく業者の間に意見の相違がある場合には、財界の首脳者、たとえば電力連盟とかいうようなところに持ち込んで裁定してもらつたという例があつたようでありまして、これからはそういうような財界の、言葉が悪いのですが、ボスのものはあまり認められないと思ふのです。従つて今後業者の間で協議が整わないというような場合には、通産大臣に今度積極的に業者の方から裁定を求める、法律には規定がないが、そういうようなこともやるというようなお考えがあるかどうか、これをちょっと伺ひしておきたい。

○参考人(松根宗一君) 今の整つた場合の考え方でございますが、通産大臣にお願ひして一つしうじやないかと、話し合ひはまだしてございませぬが、そういうことになるんじゃないかと、話し合ひたい。ただ、それを法律でいくか、話し合ひでいくかの問題だけだと思ひます。ですからやはりそういうような話になるんじゃないかと、こういうふうな考えでおります。

○古池信三君 そうすると先ほどは、話し合ひをやつてみてどうしても解決のつかぬ場合には、これを法律化する必要も起つてくるであらう、こんなふうなお話のように聞えたのですが、今の

お話によると、直ちにそういうような場合でも法律化の方に持つていかないで、もう一つその前に実際問題として通産大臣の裁定を仰ぐ、こういうような方法を講ずる道がある、こういうわけですね。

○参考人(松根宗一君) 今法律できめようとしておりますことは、つまり話し合ひをしなさいということがきまりますわけでございませぬ。整つた場合のお話はないわけでございますが、私どもの考え方から言いますと、折衝をしてみても、どうしてもこういう点がつつかない、こういう点はつつかない、この問題だけをそれでは一つ取り上げて、そうしてそれを一つ通産大臣に仲裁に立つてもらふというやうなことを法律に基かないで幾らでもやれるんじゃないか、まずやつてみようじゃないか、そうしてどうしてもこれがないという一つの法制化をしなけれならぬという場合に法制化をして決めておくれという考え方ではないかと思ひます。お話を答弁が違つておりますか。

○古池信三君 大体わかりましたが、要するに法制化というものは、この改正案だけでは足りないから、これに裁定をするというやうな条件を入れるというものが法制化だと思ふのです。ところが、そういうところまでいかなければ、自発的に業界の方で意見が合わないときには、そのままで立ち別れにならぬで、通産大臣のところまで裁定を申請するという措置をとつてもよろしい、とるべきである、こういう御意見なのですね。

○栗山良夫君 藤井副総裁に、最後に所信をただしておきたいのですが、先ほど佐久間ダムの値上げの問題については、値上げというところはないのだ、契約に基くところの工量その他の増加の分についてはおそれる支拂うべき義務があるので、それを適正に査定をして処理をしたい、そのことだとおつしやうたと思ふのですが、その限りでは私は了承いたしますが、しからばこの問題が非常に国民に疑惑を投げかけておるやうでありますから、当事者である電源開発会社としては積極的に、一刻も早くこういう疑惑を一掃するやうな努力をせられてしかるべきだと私は思ふのであります。

実は、昨日衆議院において小坂総裁が出てこられて、御老体であるにもかかわらず、四時間も待たされた。そうして委員会の開会を待ち、発言の機会を得られるやう積極的な努力をされた、そういうしるかも努力をせられてついにその努力が報いられなかつた。あとにおいて新聞記者と会見をして、そうして非常に含みのある談話を発表してあります。しかも一番最初においては、いずれ、こういう状態で発言の機会が得られなかつたのは残念であつたけれども、間もなく全貌は明らかにするであろうというやうな、きわめて疑惑を深めるやうな意味の発言がけつた新聞紙上にも載つております。従つて私も話を聞いておれば、何ら疑問はないわけでありまして、小坂総裁のあいいう動き並びに発言、そういうものを聞いておると、ますます疑惑を深めざるを得ないわけですね。従つて今に限りにおいては、小坂総裁と藤井副総裁との間には何らか少しギャップがあるように僕は聞き取れて仕方がありません。

そこで、その総裁、副総裁の關係の問題は別として、電源開発会社としてこの問題を、一刻も早く疑惑を解くやうな具体的な努力をせられる用意がおりますかどうか、この点を明確に伺つておきたいと思ひます。

また、通商産業大臣は、電源開発会社の直接監督の最高責任者でありますから、通商産業大臣は今起きているこの佐久間ダムに関するところの一種の疑惑と申しますか、これをどういふ工合にお考えになつておるか、またこれに對して積極的にどういふ工合に措置をとられようとしておられるか、この点をあわせて伺ひたいと思ひます。

○参考人(藤井崇治君) もちろんさうな疑惑がございしますれば、私も最も善い方法を講じて疑惑を解くようにいたします。これはいづれの日にか佐久間の問題は清算をしなければならせんし、これは当然会計検査を受けるのでございしますから、そういまいにすることも許されないのでございしますから、その点ははつきりさせまして、世の疑惑を招かないやうな万全の措置をとつておるつもりであります。

○栗山良夫君 そうじやないのです。疑惑があれば、というのではなくて、現にもう報道機関等を通じて、これは報道機関がいけないのかどうかしりませんけれども、現実、事実として国民に大きな疑惑を投げかけておる、これは事実なのです。しかもその疑惑を投げかけておる事実に対して、当事者である電源開発会社の小坂総裁も、何ら

かそれを裏書きするような意味の行動、あるいは発言をせられておるようにならねばならぬ。向きが多々あるわけだ。従つてそういうことでは大へん好ましくないから、この疑惑が投げかけられておる事実は積極的に早く解消し一掃する努力をせられる御用意はないか、こういうことを私はお尋ねをしておるわけだ。

○参考人(藤井康治君) 御趣旨はわかりましたから、そういう努力はもちろんいたさなければなりません、いたします。また先ほどのお話の点も總裁によくお伝え申し上げまして、私そのときおりませんでしたからよくわかりませんからよく總裁に御趣旨は伝えておきます。

○國務大臣(石橋湛山君) 通産省はむしろ直接の監督官庁でありますから、今までも絶えず電源開発公社の經理については注意をし、また調査もしております。ただ私の聞いている限りにおいてはさつきも副總裁からも話が出ましたが、現場であるかどこであるか、現場で実際に工事量がふえておる、そこで工事費がふえる、この限りにおいてはこれはやむを得ないことであろうけれども、意味不明な金の払い、は絶対に電源会社としてはしない覚悟だということをお聞きしておりますから、そこで私は実は安心しておるわけでありました。また通産省としてはむしろその場合、支払いをする場合には通産省の承認も受けなければならぬことであり、通産省として十分にその点は監督をするつもりであります。

○古池信三君 先ほど松根参考人に私

がお尋ねしたことに関連して政府の考えを伺つておきたいのですが、大改定案によつて当事者間の協議によると定められておりますが、協議がまとまらない場合の措置というものは規定されておらん。私個人としてはこの法の体裁が言へばこういう場合にはだれか第三者が裁定するという条文が必要であると思うのですが、しかし一応これでやってみようということも了解できんではありませんか、この法案には賛成はいたしますが、ただいまのようになつても両者間において協議がまとまらなかつた、そういうような場合には先ほど松根参考人の意見では最後には政府に、通産大臣に裁定を申請することにしよう、こういう御意見でありました。もちろんそういう場合には通産大臣としてはその申請を取り上げて裁定をせられるということに間違いないであろうと思うのでありますが、そういう申請が出なくてもいいつまでもその協議が長引いてまともないという場合にはどういう措置をとられるか。それから今のような裁定申請があつた場合にはどういうふうな措置をとられるかといふことを、これをきつてこゝで言明していただいて議事録にも載せておいていただきたいと思つております。通産大臣から御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(石橋湛山君) この法律はとにかく話し合ひをしなればならぬ、話し合ひをする義務を当事者に負わしておるわけであり、これはあとの裁定までいけばそれも一つであり、すが、しかしとにかく先ほどこれは松根君も言つたように、実際問題としては話し合ひが始まれば、これは通産省としてもむしろ行政指導といふすか、何といふすか、黙つておるわけにはいきませんから、いすれ何か指導も……口を出しまして最後に話し合ひがつかないという、いよいよ当事者同士ではなかなかひまがかつてしようがないといふときには少し強くなり出してやることもできると考えておりますから、まずこの法律の範圍内で実施してみて多分有効であらう、こう考へてこの法律案にしたわけだ。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記をやめて。

○海野三朗君 私は藤井さんに申し上げておきたいと思つておることは、この土木工事の請負の場合にはそういうことが計算に入つておるわけなんです、土木屋といふものは、そうして仕事をやっていってみたところが、断層がどうだとかこうだとかいふことは、それは通らぬ話であつて、初め入札して落札したならばそれでやつていくのが当然である。ところが、次々と今度は仕事があつたからといつてこれを要求してくる、それに対して唯々諸々として、これはかかつたからといつて困費を使つては私はたまらないと思つておる。それから、そうするとそういう見込み、落札させたときのそのあなた方の会社の当事者は少し勉強が足りないんじゃないか。またこの点については通産省の方にも私は再三責め寄つたのでありますが、請負といふのはそういうものなんです。どんなことがあつてもこれをいましてという約束で落札

さした、それを今度やつてみたところが、いや石があつたから、地層が悪かつたから出してくれといふことはすでに私は聞かされておることであると思ふんでありますが、それに対してのあなたの御信念はいかがなものでございましょうか。

○参考人(藤井康治君) 水力発電工事の場合におきましては、普通は入念な調査の上になつて請負に出すのが普通でございます。しかしその場合でも今の人力をもつてしてはどうしてもはかりしれないような、あるいは地質の變化、佐久間のような、あれはもう非常にいい地質だといわれておつてすんなりおかつてみると、あるいは亀裂があるとか、水が漏るとかいつたような状況であるのであります。これは申し上げるまでもなく、ああいうふうな大きなダムは入念にいたしておきませんと、あと、大きなミステークをやつておきますと、とんでもないところに災害を及ぼしますから、わかつたらこれに対して万全の措置を講じておくといふことは常識でございます。そういうわけで、できるだけ入念な調査の上になつて設計をし、それによつて見積りを徴するのが原則になつて、ほとんどそういう場合でも今申しましたようなことがあつたので、水力発電工事の請負契約の中には、そういう場合に

合におきましては会社ができた早々で手不足もあるし、また非常に早く工事の完成を急がれておつたために――私当時おりません、今の總裁もおりませんが、当時のいろいろの諸事情を考慮等から見ますと、調査の上において十分なものになつたように考えられるのであります。そういうものによつて工事を進められたために、どうしてもあとからこれを手直ししなければならぬことが起つたのは、これは事情やむを得ないんじゃないかと、かように存じておるわけでございますが、今海野先生のおっしゃるやうに、なるべくこれは入念にいたしまして、災いを将来に残さないやうに私も今後にはできるだけの注意を払つて人事を尽くすつもりでおりますので、さうに御了承願ひしたいと思います。

○海野三朗君 それでは私は、藤井副總裁の御答弁をうたいただきましたが、納得いかざる数々がありますので、本日はお急ぎでありますから、私のお伺ひするのは他日に保留いたしまして、きょうはお伺ひすることをこれでやめておきます。

○委員長(松澤兼人君) それでは参考人の方に申し上げますが、本日は大へん御多忙のところ長時間にわたつて御出席をいただきました。法案審議に多大の参考になる発言をしていただきました。ありがとうございます。

○山川良一君 私は電源開発公社がでる時分と申しますか、再編成にさかのぼつて、やりよう次第ではこういうものは要らんで済んだのだ、まあそういう案もあつて、ある程度やつても

産業大臣がとくとしておられるということならば、これは大いにもう一度通商産業大臣にたださなければならぬと思うのですが、そういうものではないと思うのです。現実に料金問題一つとつてみても、東北だとが北海道では今日の状態でももう経営難に陥るというので、東北、北海道だけでも単独に料金の引き上げ申請をしなければならぬ、こういうことになりつつあるようです。しかも先ほど申し上げました適正な価格で電力を配給するという立場から言えば、東北や北海道は割高なんですからあれだけまた上げていくことに問題がある。そういうところに一貫性が少いと思はれるわけですから、それでは通商産業省として電力の今後解決の基本政策というか、重要問題点がどういふところに問題点があるか、それを一つお聞かせ願えませんか。

○国務大臣(石橋湛山君) まあなかなか複雑多岐であります。まあ今のお話の料金の問題などは端的に現われてい

【委員長退席、理事阿具根登君着席】
東北の問題も北海道の問題も聞いておられますので、東北のものは非常に困るということも聞いておりますが、しかしとにかくまあ先般いろいろ話し合いました結果、一応まあしばらくの間現状でやっていくという結論を得ましたので、ここでもあ次の通常国会あたりまでにもう少し根本的な検討をいたしたい、かように考えております。
○海野三朗君 私から大臣にちよとお伺いしたい。先ほど電源開発の藤井氏のお話を聞いてみますと、初めの請負工事から事件が突発したならばかく

も要求するぞという約束を入れてあるというお話であった。それは一方から見ればそれは逃げ道であつて、多くそういうところに疑念をひきやすいと思うのであります。で、土木事業者というものはその地質の構造、そういうふうなものにはよく頭に入れて仕事にかかればならぬ。これはもう常識なんです。そんなことはわかつているわけだと私は思うので、要求額はこの新聞の報ずるところによりますというに倍になっております。倍額、ちよつとその大きな倍額になっておつて、第一回の要求が倍額、それから第二回の要求はまたそれより減らして、そして小坂總裁はうんと言わないというのでまた減らしておる。そういうふうなところには私はこの国費を使うということについては非常に遺憾に思うので、従つてこの下流増の問題でも金を取る、一方においてははするずる工事がむずかしいからこういふふうになつたのだ、おいそうかといつてそれをうのみにしてやるような電源開発じゃないかと思ふのです。で、通産省としてはそういう工事については十分に検討するだけの能力を持つてほしいと思はれるのですが、先ほど藤井副總裁のお話では、かかればかりただけ出さなければならぬというふうな至つてばく然としたごまかしの御答弁であつたように思うのですが、通産省としてはそういう点についてはいかなる御信念をお持ちになつていらつしやいますか。火のないところから煙は出ないという言葉が昔からあります。東京タイムズにあれば堂々と日にちまで書いて要求されたこと、それを知らぬ知らぬと言つておるのです、藤井副總裁

は、そんなはずがないのです。それでいてよくも副總裁としてあぐらをかいてるものだと思う。私はさつきまゝ立ててやりたかつたけれども、そういうようなことで作業所長に要求された莫大な金を知らないなんて、そんなことではたしに高禄をはんでおるといふことは私ははなはだこれは納得がいかないことではあります。こういうことについては通産大臣はいかなる御信念をお持ちになつておられますか。ここでする出しておきながら、お金をかかつただけやらなくちやならぬというふうな、お金は出しておいて、一方下流増の問題で金を取る、そんなざんなどであるならばたいていやれと言いたくなるのです。これは私は下流増と関係しておるから私は先ほど藤井副總裁にやましく言つたのであります。が、まあごまかしてさつき帰つたけれども、私はこれは引き続いてあくまでも追及しなければならぬと思ふのです。工事のことは少しも御存じない、御存じないものが副總裁なんてよくあぐらをかいておられるものと私は思ふのです。このくらしいことは知らなければならぬ。現場を常に見ていなければならぬ。見ないで本部におさまり返つておるようでは、私ははなはだ国民に対して落さないのじやないか、こういうふうに思ふのですが、大臣としてはいかなる御信念を持つていらつしやるか、それを私は承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(石橋湛山君) 先ほど申し上げましたように、その点については通産省としてもまだ幾ら工事者からどれくらしいの増額の要求があつたかというところは報告を受けておりません。しかしながら、この支払いについてはむろん通産省は黙つてうんうんと言つてゐるわけじゃございません。必ず支払いをする場合には報告がございまして、それに対しては相当の検査をいたしまして、相当と認められたものについて許可をするという方針をとります。

○栗山良夫君 関連して……今の何だと、ただ電源開発会社の思つてゐる通りに資金の支払いを許すのじやない。通産省が監督するという工合におつしやつたのですが、それでちよつと一つ伺つておきたいと思ひます。それから、現に一つの具体的な例をあげますという、庄由川の御母衣発電所における不当な補償金の支払いについては、会計検査院の指摘しておるところとなつております。これは国会でも取り上げました。事実私も非常に驚いた近頃ことが行われておるので実は驚いたのであります。そういうようなことについて通産省はやはり監督などの手がなかつたのでしやうか。

○政府委員(川上爲治君) 御母衣の問題の詳細につきましては私よくこれは調べておりませんが、私の方としましては、電源開発でいろいろの問題について、たとえばその補償の問題につきても、相当高いものを払うということにつきましては、これは絶対に困るというのであります。たとえば、佐久間の問題にしましては、あの道路を作る場合におきましては、われわれが中に入りましてどうしてもこういふところをやつてもらいたいというふうな話もししておるわけでございます。私の方としましては、不当な高いものを払うということこれはもう絶対にないよう指導していきたいというように考えております。これは毎年事業計画というものが会社の方から出て参りますので、それは承認事項になつておりますので、その事業計画の詳細につきましては相当検討いたしました上で、私の方としましては許可をしていくということになつておりますが、その事業計画よりも、すなわちまあ資金計画、事業計画、それよりも相当こえてやる場合におきましてはそのつどやかましく言ひまして、そういうことをしてはいけないということをしよつちゅう言つておるわけでございますので、従来はそういう点におきまして若干指導なり、そういう点がそれほどやかましく言わなかつたこともあつたかもしれせんけれども、われわれとしましては今後におきましては十分その点は注意していきたいと考えております。

○栗山良夫君 通商産業省が書類状況だけで監督しておられるのか、現地の施工について直接細部の監督をせられるのか、これによつて私は違つてくると思ふのです。これは現に御母衣の問題は今お話が出ましたが、もう少しこまかく申しますと、農地買い取りの問題にしても、ある川筋には、名前は申し上げませんが、発電工事利権ボスといった方がいいますかね、そういう有力者がいて、その人が工事が始まる前に適当な土地を買い占めて、そして川筋の水没するところあるいはその工事の付近の、工事現場として必要な土地だけを買えばいいのに、それだけじゃ足りない。全部つけて売る。山のてっぺんの工事を全然やらぬというふうな所までも工事現場と称して坪何円というふうな高い原価で買い取つてしまふ。こ

るのかさうに資金にしても、最終は全額国家投資によってやる、他の資金というものは形式的には入れるけれども、ほとんど国家資金でやるのだ、無利息な金でやるのだというようなことが建前になっておったので、このころは、石橋産業行政の急角度の変革か、大蔵省の変革か知りませんが、そう、電源開発会社の資金についても、そういう国家資金の直接投入というものは漸次避けて、できれば民間資金までも

ば、利息もどんどん上つてくる。かういふことで、最初開発会社を作つたときの精神というものはどこかへ飛んでしまつておる。そういうものに対して基本的なメスを加える必要が出てきておるのではないですか、その点はいかがでございますか。今のやつをだんだん伸ばしていけば、民間の開発会社と何も變らなくなるでしよう、そういう点については御所見はいかがですか。

○国務大臣(石橋湛山君) 電源開発促進法のできたときのいきさつは私はよく存じませんが、この資金の問題はよくもつとめます。できるだけ国家資金で

やるうにしなければならぬと考へておられます。ただ、まあ今の資金の問題は、民間資金もだいたひ豊富になり、あるいは金利も安くふつたというやうなことで、ある程度民間資金を利用すること、ということもこれはやむを得ないことだ、と、こう考へておりますけれども、これはできるだけ安い電源を開発するという趣旨にもとらない方法をとりたいと、かように考へております。

○理事(阿具根登君) ほかに御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○理事(阿具根登君) 御異議ないものと認めます。
これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○古池信三君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております電源開発促進法の一部を改正する法律案に賛成の意を表します。
最近電源開発の状況を見ますと、河川の水はできるだけ多くこれを利用しようとして、さらに一河川はこれを総合的に開発しようという根本的な線が打ち出されておるのでございます。しかも、数年前から大規模に着手せられました電源開発の結果、最近新しい発電所が續々と竣工を見つてあります。従つて、この新しい発電所の竣工に伴ひまして、河川の下流増というような問題が大きく現われて参りました。従つて、この際かような増加利益をいかに調整いたしていくかという問題をこの法律によつて適切に措置をしようという事は、これは当然考へねばならぬ問題でございまして、その意味において機宜を得た改正案であると私は考へます。さらに電源開発株式会社の社債について、政府保証をするという事は、この事業の性質並びに会社の性格から見ても、当然しかるべきことと考へますので、私はこの改正案に賛成いたします。ただしこの利益の調整につきましても、当事者間の協議による、こういうことになつておりますが、この協議がいたずらに長引いたり、あるいはその調整が容易に解釈ができないというようなことがあつては、事業の発展のためにまこと

に憂うべきことと考へます。かような際にはすべからず政府は積極的に乗り出して、すみやかに公正妥当にその間の調整をはからんことを、特に強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

○海野三朗君 私は日本社会党を代表いたしましてこの法案に希望を述べまして賛成の意を表せんとするものであります。電源開発株式会社の事業の内容を営方針については、まだまだ研究をしなければならぬプランチがたぐさん残つておると思ひますが、先ほど通産大臣の御信念を承つたので、これは他日に譲りまして、まずこの電源開発促進法の一部を改正する法律案につきましては、一、公益事業である電気事業の現状にかながみ、すみやかに電気行政の基本方針を再検討し、電源の開発、送配電、電力料金等につき、合理的施策を確立するとともに、これに必要な立法、その他の措置を早急に講ずること。二、右方針を策定するに当り、電源開発株式会社の国策会社の性格を明確化し、かつ同会社と一般電気事業者との関係、及び一般電気事業者間の諸問題につきましても、公共的立場より明確な解決をはかること。三、本法第六条の二の規定の設定が一般電気事業者の料金値上げの口実とならないよう、かつ同法第二十七条の規定の改正が、電源開発株式会社の開発資金の財政投融資による低金利資金供給方針を後退させないよう、特段の考慮を払ふこと。四、河川の総合的有効利用をはかるため、上流ダム等の工事は、あらかじめ下流水力発電所所有者と、その工事計画、及び貯水、放流等につき十分な

事前協議を行い、円満かつ合理的な運営をはかるよう、特に配慮すること。五、電源地帯については、当該地域の産業振興に資するため、電気を特に豊富低廉に供給するよう、格別の努力を行うこと。これらの希望を付しまして、本案に賛成の意を表するものでございします。
○理事(阿具根登君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○理事(阿具根登君) 御異議ないと認めます。
これより採決に入ります。
電源開発促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。
【賛成者挙手】
○理事(阿具根登君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○理事(阿具根登君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたします。
報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。
多数意見者署名
西川 弥平治 白川 一雄
山川 良一 古池 信三

高橋 勲 深水 六郎
上原 正吉 海野 三朗
小松 正雄 栗原 良夫
○理事(阿具根登君) ちよつと速記をとめて。
【速記中止】
○理事(阿具根登君) 速記を起して。
では休憩に入ります。
午後二時六分休憩

午後七時五分開会
○理事(阿具根登君) 開会いたしました。請願について説明を求めます。
○専門員(小田橋貞壽君) まず法案関係七件でございしますが、百貨店法に關して、それから下流増受益者負担の法制化反対の請願、繊維工業設備臨時措置法案反対に關する請願、その種類に分れます。いずれもすでにこの委員会では、この法律そのものを審議いたしているのでもございますから、こまかいことを取り上げる必要もないように思ひますので、委員長お計らいになつて下さい。

○理事(阿具根登君) 法案関係七件は、すでに法律となつて出ておりますので、これはいいと思ひますが、よろしうございしますか。
○白川一雄君 これは済んだからいいでございませうね。
○理事(阿具根登君) それでは法案関係七件は、済んでおりますから、これはいいでしょう。
次は貿易関係十件について、説明を願います。
○専門員(小田橋貞壽君) 貿易関係十件のうち、最初の八件はすべて中国に於ける日本見本市開催に關する請願でございまして、そのうち若干違ふ点は、

この経費の補助をしてもらいたいというのでありますが、その補助額が二億圓というのがあり、あるいは一億五千萬圓というのがあり、あるいは一億圓というのがあります。いろいろございしますが、いずれも今回の見本市の開催に要する費用のうち、不足する分を補助してもらいたい、こういう意味の請願でございします。
○理事(阿具根登君) これは一本にしほつて、ただいま説明のように、不足する分を政府で補助してもらいたい、こういうことではないかと思ひますが、いかがでございませう。

○白川一雄君 これは補助金のおのの額が違つておるのですか。
○専門員(小田橋貞壽君) 少しずつ違つております。金額で申しますと百一十号、百九号、百二十七号、百六十号、これは全部同じでございまして、二億圓程度であります。それから二百七号が一億五千万圓程度、五百七十六号が二億圓程度、千三百二十号が一億圓程度となつております。そのほかの点は、趣旨におきましては大体同じでございます。それから一、二、若干違ふ点は、百八十八号はコム制限品目以上のものについても出品できるように書いてあります。その点はほかの請願においても、やはり見本市への出品物に對しては制限を解除してもらいたい、こういうことをつけ加えてございします。従つておもに違ふのは経費の点かと思ひます。

○白川一雄君 そのうち一つにしぼるのは、どの分というふうにきめておかなくていいのですか。
○理事(阿具根登君) 全部一緒にして、不足分、これは全部、二億も一億

五千万も、不足分がそのくらいあるという見通しだと思つてゐる。不足分を政府が補助せよ、こういうことではないかと思つてゐる。それが、そういうことですか。

○専門員(小田橋貞寿君) さようでございます。

○理事(阿具根登君) 政府の御意見をちよつと。

○政府委員(岩武照彦君) 補助金については、現在成立いたしました予算のうちで、通商関係のうちの費目を彼此流用いたしまして、できるだけと思つております。ただし金額はおそらくこの請願通りには参らないかと思つてゐるが、できるだけということにいたしてあります。

○理事(阿具根登君) よろしゅうございますか。

○理事(阿具根登君) それではさういふことにいたします。

○専門員(小田橋貞寿君) どちらも中国向け木造船の輸出が禁止になつておりますが、これを許してもらいたい、こういう請願でございます。ただちよつと申し上げますが、この種の請願は前にもございまして、実はこの委員会で請願を採択したことはあるのでございます。

○白川一雄君 政府の方では差しつかえないのでございませうか。

○政府委員(岩武照彦君) 請願書は禁輸品目でありまして、強力な外交折衝をしてくれという趣旨でございますので、その線に沿つてやりたいと思つております。

○理事(阿具根登君) じゃよろしゅうございます。

○専門員(小田橋貞寿君) この九件のうち、百四十四号と百七十二号は同じ意味でございます。長野県八ヶ岳硫黄鉱業株式会社が硫黄を採掘して、黄銅等の生産に悪い影響を及ぼして、その下流一帯に対して農業、水産等の生産に悪影響を及ぼして、この硫黄採掘を停止せしめられたい、こういう意味の請願でございます。

○専門員(小田橋貞寿君) これは、資源回収業者というものは、資源を回収する業務というものでありますが、まあくず屋、そういう種類のものだと思いますが、そういうような者が現在非常に困つておりますが、戦前同様本省並びに地方に資源係というものを設けられて、担当官を置いてもらいたい、これは前にもありましたが復活してもらいたいという意味の請願でございます。

○専門員(小田橋貞寿君) どちらも山の鉱害に関するものでありまして、この委員会におきましては、すでに三月に藤田先生からこれに関しまして緊急質問をなさつておられるのであります。この金の山の鉱害が——金山では鉱業法を無視した非法操業をやつておられて、被害が大いから、これに對して適切な措置を講ぜられたいという意味の請願であります。

○専門員(小田橋貞寿君) 道南地方の地下資源調査に関する請願でございます。北海道の南部地方における地下資源は相当豊富なものがあると言われておりますので、上ノ国村を中心として、近代科学による地下資源の精密調査を国費をもつて実施されたい、こういう請願であります。

○専門員(小田橋貞寿君) 第四百六十六号は、やはり北海道の遠別町の地下資源開発を促進してもらいたいという請願であります。ここでは遠別町の天然ガス、石油、石炭等の地下資源が非常に豊富だと言われておるから、やはり積極的な調査と、調査費の予算を計上されたい、すみやかに開発に着手されたいという意味の請願であります。

○専門員(小田橋貞寿君) とも石油資源開発に関する請願でございます。四百九十九号は、一般に石油資源の開発の重要性の上から見まして、石油資源開発株式会社に対する国家投資七億円は、絶対にこれを確保するよう適切な措置を講ぜられたいという請願であります。

○専門員(小田橋貞寿君) 千三百三十六号は、特に山形県に関するものでありまして、山形県の石油資源開発促進に関する請願で、それは内陸油田の開発がすでに若干行われておりますが、それにのつとめて、さらに山形県の石油及び可燃性天然ガスの開発について、積極的な施策を講ぜられたいという請願であります。

○専門員(小田橋貞寿君) 第五百五十九号は、鉱害賠償及び鉱害復旧制度の強化に関する請願であります。これは、これは鉱山の復旧が所期のように入らないのは、鉱害に関する紛争が激しくなつてきたためであるが、この鉱害問題の急速かつ根本的解決方策としての鉱害賠償及び鉱害復旧制度の強化のため、現在設けられております種々の法規の整理並びに財政的措置を

すみやかに実施してもらいたいという意味の請願であります。以上が資源関係九件でございます。

○理事(阿具根登君) 官房長の意見を。

○政府委員(岩武照彦君) 鉱山保安関係の請願は三件と思つてゐるが、長野県八ヶ岳の問題は現在土地調整委員会での両者の関係を調整中でございます。まだ結論は出ておらないので、これの取扱いは後ほど御相談いたしたいと思つてゐます。

○理事(阿具根登君) これは操業中止の請願でございますが、その点は実はわれわれとしてはいかかかと、もう少し操業と鉱害の被害との調整問題として検討したいと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) 資源回収業者の問題でございますが、これは端的に申せば、説明にありますが、これは行政機関の中にそういう指導監督官を設けてくれということでございますが、これは現在の経済情勢の建前、並びに官庁機構の簡素化、行政整理を考えますと、この請願の趣旨はわかりませんが、どういふ措置を講じますかということについてはこれはちよつとしかかと思つておりますので、その辺は御賢察をお願いいたします。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係でございます。これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

○専門員(小田橋貞寿君) これはその資源の関係をどういふと思つております。これはその資源の関係をどういふと思つております。

ら現行各料金一般制を夏冬二段料金制に改めてもらいたい。第三番目、電源開発資金の低利貸付措置を講じてもらいたい。四番目に同一供給区域内における地域差料金の設定をはかってもらいたい。第五番目には特に長野県でありますが、中部電力の供給区域内にある長野県に対しては、電源地帯として適正な特定料金制度を設けてもらいたい、こういうような請願であります。

第五十五号は、只見川電源開発を促進してもらいたいという請願でございます。これは今その開発がやや停頓する形になっておりますので、只見川問題の重要性にかんがみまして、資金計画においても田子倉及び奥只見、黒又川第一発電所の開発工事が当初計画通り促進されるよう措置せられたい、また只見特定地域総合開発事業の促進、福島、新潟両県の工事振興と電力確保等についても善処せられたいという意味の請願であります。

第三百二十五号は、電力問題であります。ちよと違っておりますが、国立只見資源公園を設定してもらいたいという請願であります。これは水源を尾瀬山山ろくに発する只見川は、非常に電力の豊富なものであるが、この川の水源とその流域にわたっての一貫した施策は現在の機構では実現が困難であるから、総合的、計画的に実施できるようにこの川の流域をもつて新たに国立資源公園というものをこしらえて、そうして国家の重要資源を保護するとともに、一大観光地帯をこしらえてほしいと、こういう意味の請願であります。

第四百七号は、北海道の石狩川の電源開発に関する請願でありまして、北

海道の上ノ国村というところは豊富な地下資源と広大な森林資源を持つておりまして、それに加うるに石狩川の流域は非常に、田に作れる場所が非常にありながら電源に恵まれないので開発がおくれているから、その石狩川の上流に中外鉱業所がある場所から約三キロのところをダムを設けて、発電をやつてもらいたいという請願であります。

第七百四十五号は、北海道の落部、野田追河川の電源開発に関する請願であります。これも先ほどの請願にありましたが、北海道南部地方は電力供給の最も逼迫した地域であります。事業用の設備においても非常に少い実情であります。幸いにそこを流れる落部川は水量が豊富であり、電源として適当であるから、北海道電源開発本部の調査によつてもそういうことが明らかになっておるのであるから、この電源を開発することについて特段の措置を講ぜられたい、こういうことであります。

第八百十四号は、山形県の朝日川地区の電源開発事業促進等に関する請願であります。この地域は、すでに電源開発事業の測量が完了しているのだからありますが、これは非常に地元の朝日町にとつても非常に福利をもたらすものでありますから、できるだけ早い機会にこれを実現したい。で、そのために電源開発事業、砂防工事を昭和三十一年度からぜひ着手してもらいたい、こういう意味の請願であります。

○理事(阿具根登君) 官房長から……
○政府委員(岩武照彦君) 最初の請願でございますが、これは要するに発電の共通の請願と思われませんが、発電所

を安くして消費費を高くしろということになるわけでございますが、これは実は電力料金のやり方の根本に触れる問題でございます。まあわれわれとしては、端的に申し上げれば、にわかに賛同しがたいことでございませう。この辺りは委員会一つ御賢察をお願いしたいと思います。

あとの五件は大体請願の趣旨がつかうだと思つております。ことに一番最後のは、今年度の電源開発計画に入つてありまして行なつております。最初のだけ、そういう料金制は妥当であるものかどうか、これは一つ委員会におきまして、御賢察をお願いしたいと思います。

○理事(阿具根登君) 御意見ございませう。

○白川一雄君 最初の分を一つ保留したらいかがですか。

○理事(阿具根登君) それじゃ六百八十九号は保留にいたしまして、あとの五件はこれは入れることに御異議ございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(阿具根登君) じゃ、次に進みます。

中小企業関係十件、簡単に御説明願います。

○専門員(小田橋貞寿君) 中小企業関係十件について簡単に御説明申し上げますと、第四百五十五号は松本市に商工組合中央金庫の出張所をこしらえてもらいたい、これは中小企業者がそこに多いから、ことに長野市と遠いからここに出張所をこしらえてもらいたいという請願であります。

それから八百四十二号は、火災保険協同組合の法制化に関する請願であります。これはかつてこの保険協同組合を協同組合の中に入れるということで、幾たびか実は法律案が出たのでありますが、その法律案がいつも審議未了になっておりますので、ぜひこれを法制化してもらいたい、こういうのであります。

それから八百九十九号以下九百六号、九百六十七号、この三つは大体同じでございまして、それは協同組合法第九号の改正に関する請願であります。が、中身は実はこういうことであります。信用組合というのが協同組合の中にあるんですが、その信用組合で金融事業をやつております場合に実は株金の払込み、及び株の配当金を取扱うということがその事業の中に入つておらないのでございまして。それは組合員のためにやるのならばそれも許してほしい、それが中小企業者の金融を円滑にする一つのことになるという意味でございまして。ただそこでちよと問題なのは、皆同じと申し上げましたが、八百九十九号には実はもう一つくつついてございまして、それは信用組合の組合員外の預金を受け入れることを許してもらいたいということが、これにはついていないのです。その一つだけについているのでございまして。その信用組合の組合員以外の預金を受け入れるということは、これも実は今まで、かつて幾たびか請願が出たけれどもは改正案が出ましたが、いつでもこれは審議未了になつて、ほかのものと関係がありまして、ほかの銀行法その他との関係から、いつもこれが通らなかつたものでございまして。そういうものでございまして。

それから八百九十八号は、余剰農産物見返り円を中小企業導入に関する請願でありまして、これは余剰農産物の見返り円を中小企業に使用してほしいというのでありますが、実を申し上げますと、これは現在生産性本部を通じて、商工中金の方へ入れることになっておりまして、これは最近の法律改正です。で、実施されておるのでございまして。

それから第九百六十六号も同じでございます。

それから第四百十一号は、中小企業者に対する電話架設資金融資の請願、電話を担保にして金を借りるような制度を作つてもらいたいというのでございまして、これにつきましては公衆電気通信法というのがございまして、その中に「電話加入権は、質権の目的とすることができない」という規定があるのでございまして。その規定をやめてもらいたいというのでございまして、実はこの国会にはかに電話加入権の担保制度確立に関する請願というのが出ておりました。それは逓信委員会にかかつております。その逓信委員会にかかつていないのとは同じ意味なのでございまして、ただそれには中小企業ということがついておらないという意味で逓信委員会に行つておられます。こちらに中小企業者に対するというのがあるので商工委員会にかかつておると、こう思われるのであります。この同じ趣旨の逓信委員会にかかつての請願が、聞きますところによりまして逓信委員会が保留になつておるようでございまして。

それから千四百二十三号は、中小企業振興対策に関する請願でありまして、

それは千四百二十三号は、中小企業振興対策に関する請願でありまして、

て、これは日本における中小企業の重要性に顧みて全般的に根本的なまあ中小企業対策を至急確立実施をせよと、こういう意味の請願でございませう。ある意味においては抽象的な請願でございませう。

最後にもう一つ残っておりますのは七百八十号であります。これは横須賀市武山地区に原子力研究所設置促進の請願でありまして、これは御承知の通りの事情があったものでございませう。

○理事(阿具根登君) 官房長の御意見を伺いたします。

○政府委員(岩武照彦君) 最初の二件はこれは請願として御採択願ってけっこうだと思ひますが、ただ実際問題として同じ県に二カ所、まあ御承知のように長野市と松本市という問題で張り合っているということがございませう。まあ商工中金の実際の経費その他を勘案して措置したいと思ひております。

八百四十二号、これは本国会にいろいろ議員提案の動きもございまして御採択願ってけっこうと思ひます。

それから八百九十九号以下の三件でございませう。これはいろいろ研究に属する問題が若干あるかと思ひますので、そういう意味でもう少し政府部内におきまして検討を進めるといふことで御採択願ってけっこうと思ひます。

それから余剰農産物、これはその一部をすでに今回成立しておりますから解決済みでございませう。

それから千四百十一号の問題は、先ほど調査室のお話がありましたように、いろいろ電話加入権の制度から言

いまして問題があるのでございませう。また最近のように電話の架設が容易になりますと、果してこの加入権がそう正しい立法をするほどの担保価値があるかどうかという問題がございませう。まあわれわれとしましては保留にお願いしたいと思ひております。

千四百二十三号は、これはけっこうでございませう。

○理事(阿具根登君) 御意見ございませうか。

○白川一雄君 最初の二つちょっとおかしいですね。同じものを長野県の県会議長と県会事務局長と、社会党と自民党と分けて請願するなんというのはちょっと不まじめなんです。そんな感じがしますね。

○理事(阿具根登君) しかし一方をとって一方をとらぬというわけにはいけませんから、そうすればかえっていろいろ調査の都合もいじやないかと思ひます。かえって……

○政府委員(岩武照彦君) 採択してけっこうと思ひます。

○理事(阿具根登君) で、まあ官房長の説明がありました八百九十八と九百六十六はこれは済んでおるのですね。一部済んでおるのですね。

○政府委員(岩武照彦君) 一部済んでおります。

○理事(阿具根登君) どういうふうにしますかね。これは採択してもいいでしょう。

○政府委員(岩武照彦君) けっこうです。

○理事(阿具根登君) そうすると、千四百十一はこれは通信関係との問題もありませんし、これは保留に願ひたいとい

いうのですが、いかがですか。

○理事(阿具根登君) では千四百十一号を保留にいたしました。あとは全部採択をする、こういうことでよろしゅうございませうか。

○理事(阿具根登君) それではただいま御決定願ひました請願につきまして、法律改正問題につきましては立法院の問題でございませう。その他の問題は政府に送付したいと思ひておる。報告その他につきましては慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

○理事(阿具根登君) それでは、さよう決定いたします。

めです。よってさよう決定いたしました。

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

○理事(阿具根登君) 速記を始めて。本日はいこれで散会いたします。

午後七時三十七分散会

昭和三十一年六月五日印刷

昭和三十一年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局